

第三十二回 参議院商工委員會會議錄第九号

昭和三十四年二月十七日(火曜日)午後二時一分開会

委員の異動

二月十一日委員谷口弥三郎君及び田中茂穂君辞任につき、その補欠として小西英雄君及び森田豊壽君を議長において指名した。
二月十二日委員平島徹夫君、近藤鶴代君、迫水久常君、高橋進太郎君及び高橋衛君辞任につき、その補欠として木島虎藏君、小澤久太郎君、鈴木万平君、林田正治君及び廣瀬久忠君を議長において指名した。
二月十四日委員廣瀬久忠君及び林田正治君辞任につき、その補欠として高橋衛君及び高橋進太郎君を議長において指名した。
二月十六日委員阿具根登君辞任につき、その補欠として藤原道子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	田畑 金光君
理事	上原 正吉君 小崎 治和君 大竹平八郎君
委員	鈴木 万平君 高橋 衛君 堀本 宜實君 阿部 竹松君 栗山 良夫君

國務大臣

通商産業大臣

高橋達之助君

政府委員

科学技術庁

原田 久君

科学技術庁

鈴木 康平君

西調整局長

三輪 大作君

科学技術庁調査普及局長

井上 尚一君

通商産業省

伊藤 繁樹君

特許庁長官

岩武 照彦君

特許庁総務部長

川瀬 健治君

中小企業庁長官

黒川 眞武君

振興部長

小田橋貞壽君

工業技術院長

小田橋貞壽君

常任委員

小田橋貞壽君

会専門員

小田橋貞壽君

本日

の会議に付した案件

参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

商工組合中央金庫法の改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

商工組合中央金庫法の改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

中小企業信用保険公庫法の改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

中小企業信用保険公庫法の改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

経済の自立と発展に関する調査の件(石炭産業対策に関する件)

経済の自立と発展に関する調査の件(石炭産業対策に関する件)

特許法(内閣提出)

特許法(内閣提出)

特許法施行法案(内閣提出)

特許法施行法案(内閣提出)

実用新案法(内閣提出)

実用新案法(内閣提出)

実用新案法施行法案(内閣提出)

実用新案法施行法案(内閣提出)

意匠法案(内閣提出)

意匠法案(内閣提出)

○意匠法施行法案(内閣提出)

○派遣委員の報告

○委員長(田畑金光君) ただいまより商工委員会を開会いたします。

まず、委員の変更について御報告いたします。

昨十六日、阿具根登君が辞任され、藤原道子君が選任されました。

○委員長(田畑金光君)

本日、委員長及び理事打合せの結果について御報告いたします。本日の委員会の案件は、一、商工組合中央金庫法の改正、及び中小企業信用保険公庫法の改正について提案理由の説明聴取、二、派遣委員の報告、三、特許法案その他工業所有権関係法案に対する質疑、四、燃料対策に対する阿部委員の質疑、以上でございます。

○委員長(田畑金光君)

参考人の出席要求についてお諮りいたします。

本件につきましては去る十二日の委員長及び理事打合せにおいて協議決定いたしましたのでありますが、ただいま本委員会において審議中の特許法案その他工業所有権関係法案は法案の重要性にかんがみまして、参考人の出席を求め、参考意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田畑金光君)

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、入選及び出席要求の時日等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田畑金光君)

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田畑金光君) 次に、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、提案理由の説明を願います。

○政府委員(岩武照彦君) 私から提案理由を説明させていただきます。

ただいま提案になりました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

商工組合中央金庫は、中小企業者を中心とする団体の系統金融機関でありまして、最近の情勢にかんがみましますとき、同金庫が中小企業の振興のために果たす役割はいよいよ重要となつてきておりますので、この際、商工組合中央金庫法の一部を改正して、その機能の強化、拡充と業務の円滑化をはかり、もって中小企業の組織化を更に推進し、その一層の振興に資することといたしたいと考える次第であります。

次に、本法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、政府の商工組合中央金庫に

対する出資金を増加することでありま

す。すなわち、商工組合中央金庫に対する政府出資は現在約二十六億円となっておりますが、これを今回さらに十二億円増額することでありま

す。御承知の通り、商工組合中央金庫の貸出金利は最近の敷次にわたる引き下げ措置にもかかわらずなお割高な現状にありますので、これを極力引き下げることによって中小企業者の金利負担の軽減に資することが当面の重要な課題であると考えられる次第でありま

す。このためにはもとより金庫自身の経営の合理化に期待するところ大なるものがあるものでありますが、政府といたしまして、その最も有効な手段として、昭和三十四年度において政府出資の増額を行い、もってその金利引き下げに資することとした次第であります。

第二は、預金の受け入れ先を追加することでありま

す。現在、商工組合中央金庫が預金を受け入れることのできる範囲は、中小企業者を構成員とする団体及びその構成員、公共団体その他官公庁を目的としな

い法人並びに主務大臣の認可を受けた銀行その他の金融機関に限定されておりますが、同金庫の貸出業務及び債券発行業務の円滑な運用を期するため、今回新たに次のような預金受け入れ先の追加を行おうとするものであります。

すなわち、その一は、中小企業者を

中心とする

第一は、政府の商工組合中央金庫に

対する出資金を増加することでありま

す。すなわち、商工組合中央金庫に対する政府出資は現在約二十六億円となつておりますが、これを今回さらに十二億円増額することでありま

す。御承知の通り、商工組合中央金庫の貸出金利は最近の敷次にわたる引き下げ措置にもかかわらずなお割高な現状にありますので、これを極力引き下げることによって中小企業者の金利負担の軽減に資することが当面の重要な課題であると考えられる次第でありま

す。このためにはもとより金庫自身の経営の合理化に期待するところ大なるものがあるものでありますが、政府といたしまして、その最も有効な手段として、昭和三十四年度において政府出資の増額を行い、もってその金利引き下げに資することとした次第であります。

第二は、預金の受け入れ先を追加することでありま

す。現在、商工組合中央金庫が預金を受け入れることのできる範囲は、中小企業者を構成員とする団体及びその構成員、公共団体その他官公庁を目的としな

い法人並びに主務大臣の認可を受けた銀行その他の金融機関に限定されておりますが、同金庫の貸出業務及び債券発行業務の円滑な運用を期するため、今回新たに次のような預金受け入れ先の追加を行おうとするものであります。

すなわち、その一は、中小企業者を

中心とする

第一は、政府の商工組合中央金庫に

対する出資金を増加することでありま

す。すなわち、商工組合中央金庫に対する政府出資は現在約二十六億円となつておりますが、これを今回さらに十二億円増額することでありま

す。御承知の通り、商工組合中央金庫の貸出金利は最近の敷次にわたる引き下げ措置にもかかわらずなお割高な現状にありますので、これを極力引き下げることによって中小企業者の金利負担の軽減に資することが当面の重要な課題であると考えられる次第でありま

す。このためにはもとより金庫自身の経営の合理化に期待するところ大なるものがあるものでありますが、政府といたしまして、その最も有効な手段として、昭和三十四年度において政府出資の増額を行い、もってその金利引き下げに資することとした次第であります。

第二は、預金の受け入れ先を追加することでありま

す。現在、商工組合中央金庫が預金を受け入れることのできる範囲は、中小企業者を構成員とする団体及びその構成員、公共団体その他官公庁を目的としな

主たる構成員とする団体またはその構成員の事業の発達をはかるため必要な施設を行う法人であつて、金庫が主務大臣の認可を受けて余裕金の短期貸付を行なつたものからの預金の受け入れができるようにすることであり、これは、余裕金の貸付業務に付随して必要とされる預金業務をもあわせ行うことによつて貸付先の利便をはかるための措置であります。

その二は、商工組合中央金庫の貸付業務にかかる債権を保全する必要がある場合は、当該債権にかかる債務者のうち命令をもつて定めるものからの預金の受け入れができるようにすることであり、

その三は、商工債券の発行を円滑にするため必要がある場合は、その応募者または買入れをしようとする者からの預金の受け入れができるようにすることであり、

第三は、商工債券の保護預り先を追加することであり、

現在商工債券の保護預り先は、所属団体またはその構成員のみに限定されておりますが、商工債券の発行機関としては、当然他の金融債発行機関と同様、その所有者の利便をはかるため保護預りができるようにし、もつて債券発行による資金調達を一そう円滑にする必要があると考えられますので、今回新たにその業務を追加することとする次第であります。

第四は、出資もしくは株式払込金の受け入れまたは配当金の支払いの取扱先を追加したことであり、

現在、出資もしくは株式払込金の受け入れまたは配当金の支払いに関する受託業務の対象は、所属団体だけに限

定されておりますが、本来これらの業務は、実質的には預金に付随するサービス業務と考えられますので、同金庫の貸付及び預金業務に関する主たる取引先である所属団体の構成員にまでその範囲を拡大し、もつて所属団体の構成員との取引についても一そうの緊密化をはかり、あわせて預金の増強にも資せしめるため、今回新たに所属団体の構成員をその業務の取扱先に加えようとするものであります。

第五は、商工組合中央金庫に対する出資口数の最高限度を引き上げることであり、

現在商工組合中央金庫に対する所属団体の出資口数の最高限度は一万口とされておりますが、この結果、有力組合の同金庫に対する出資の額もいさお抑制され、金庫の民間出資増額に関する計画も円滑に達成されがたい上、持ち分の譲渡等にも困難を来し、比較的小規模の組合に出資の負担がかかる懸念もありますので、相互扶助の理念によりまして負担能力の大きい有力組合が出資を負担する道を開くため、従来の一万口を五万口に引き上げようとするものであります。

なお、このほかに商工組合中央金庫の運営を円滑かつ適正にするため、金庫の自己持ち分の取得についてその道を開くとともに、環境衛生同業組合について所属資格の範囲を限定するための措置を講じております。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられま

すよう御願ひ申し上げる次第であります。

○委員長(田畑金光君) 次に、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず提案理由の説明を願ひます。

○政府委員(若武照彦君) たいま提案になりました中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

御承知の通り、中小企業信用保険公庫は、昨年七月政府出資八十五億円と旧特別会計の承継資産約二十六億五千万円、合計約百一億五千万円をもつて発足し、信用保証協会の業務上必要な資金の貸付業務とその保証に対する保険を中心とする保険業務を行なつて着々その成果を上げております。

このうち、信用保証協会に対する貸付業務のため、同公庫はその基金のうち三十億円を充当してその保証業務に必要な資金の貸付を行なつており、その貸出残高は、昭和三十三年十二月末現在、すでに三十億円に達しており、これによりまして信用保証協会の保証規模の拡大、保証料率の引き下げ等諸種の面におきまして顕著な成果をおさめつつあります。

しかしながら、最近におきまして、中小企業の資金需要は依然として旺盛であり、これとともに保証需要も大幅な増加の傾向にありますので、信用保証協会の保証原資をさらに大幅に増強して保証能力の拡充を図る必要があると考えられるのであります。

このため、政府といたしましては、昭和三十四年度におきまして中小企業信用保険公庫に対し、産業投資特別会計から十億円を出資し、これを同公庫から信用保証協会に貸し付けることと

し、その保証能力の拡充をはかると同時に、その保証料率の引き下げをも促進し、もつて中小企業者の負担軽減に資することとした次第であります。

次に、本法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、中小企業信用保険公庫に対する政府の出資金を十億円増額し、これを融資基金に充てるため同公庫法の資本金および融資基金に関する規定を改正しようとするものであります。

第二は、今回の中小企業信用保険公庫に対する政府出資が産業投資特別会計から支出されることとなり、このに伴ひまして必要とされる同庫納付金に関する規定を新たに設けようとするものであります。

すなわち、同公庫の毎事業年度の損益計算上利益が生じた場合は、その利益の額の百分の五十を、資本金の減額がなされていくときは、当初の資本金に達するまでその利益を資本金に組み入れ、なお残余があるときはその残余の額の百分の五十に相当する金額を同庫に納付することにしております。

以上が、本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられま

すよう御願ひ申し上げる次第であります。

○委員長(田畑金光君) たいま御説明のありました二法案に対する質疑は後日行います。

質疑の通告がございます。この際、發言を許します。

○阿部竹松君 前回の委員会に御質問する予定でしたが、大臣が午後四時で御用がございまして中座されたので、きょうあらためて時間を二十分間、委員長、理事さんのお計りでいた

たわけですが、端的に、時間がありませんからお伺ひいたしますが、御承知の通り何度か大臣にお話ししておる件なんです、石炭は今一千五百五万トンから二百五万トン近くございまして、もう毎日のように中小炭鉱がつぶれていくという事態のわけですね。しかしその炭鉱側にとつてみれば、大臣御承知の通り、昨年五千六百万トン必要であるというあなたの方の指示によつて

掘ったわけですね。しかし必ずしも経済の見通しが誤ったとか誤らぬとかいうことは申し上げませんけれども、とにかくそういう事態で、石炭が現在四、五百万トン余っている。御承知の通り中小炭鉱も次から次へと崩壊していき。大企業といえども、御承知の通り操縦をやらなければならぬ、まあこういうことですから、こういうことについて、御当局はどういうような

方法を講じて処置をなされるか、端的に一つお伺ひしたいと思つたわけですね。○国務大臣(高橋達之助君) どうしてこんなにくささんの暗炭ができたのか、初めの計画が狂つたかということにつきましては、今さら何べんも繰り返しても繰り返すにすぎないのですから、これは私は申し上げません。今後どうしたらいいか、こういう問題でございますが、これは私も非常に事の重大性にかんがみまして、去年来、その方法について没頭しておるわけであ

ります。まず第一に、何としても現在のこの貯炭をできるだけ消費者の方にも負担してもらって生産者の負担を軽減してもらおうということを第一に考えなければならぬ。それから同時に、石炭の消費というものは、今のままでは、電力は水力が豊富であるために使われない、こういうことであるけれども、できるだけこの石炭をよけい使ってもらおうということを考えなければならぬ。それからもう一つは、何へんも繰り返したように、ほかのエネルギー資源である石炭と競合する原油の輸入を押える、こういうふうなことを、もう一つはこの貯炭に対する金融をできるだけ今後力を注ぎたいということ、それからまあ来年度の計画等もさらにもう一ぺん考え直して、また再びこれを繰り返さぬように相当減産をしていかなきゃならぬ、こういうふうなことを主体として、ただいままで業者、大炭鉱それから中小炭鉱等の方々の御意見も承りまして、その対策を講じておるわけなのであります。それにいたしまして、根本的にはやはり来年度は相当に減産をしなければならぬ。それで本年度におきまして、最初にお話のごとく、五千六百万トンという莫大な、膨大な計画でありましたが、これは当初において五千二百万トンに下げるといふことになっておりましたが、これもだんだん縮まってきました。本年の出炭は四千九百万トンそこそこになるだろうと、こう存じておりますので、来年度もまあそういうふうな数字に減さなければならぬというふうな状態でありまして、根本的な対策としては、どうしても不良の炭鉱を、つまり合理化していくために、

石炭合理化法によりまして、従前三百三十万トンを整理するというあの数字をさらに百万トンふやしまして、四百三十万トンを整理しようという考えで進んでおるわけですが、そうすると当然起りますものは、ここに多数の失業者、六千人に近い失業者が出る、その中で少くとも急に救済を要する労働者に対しては、千人以上の労働者を救済しなければならぬ。その救済はどういう方法でやるかということにつきまして、現在におきましても、ひとり通産省だけでなく、建設省なりそれから農林省なりの協力を得まして、それでどういうふうなそれを収容するかというのを目下検討中でございますが、これはできますれば、大体の目安がつきますれば、とにかく三百三十万トンの石炭合理化法による炭鉱の整理をさらに百万トンふやして、四百三十万トンにするということに持っていきたいということ、こういうようなことで、あの手この手を考えておるわけでございますから、それによりまして、どうしても石炭鉱業を一日も早く安定せしめたいと存じておるわけでございますが、なお詳細のことにつきましては、政府委員から御説明申し上げます。

○阿部竹松君 大臣、そういうようなおさなりの答弁でなくして、そういうお話は何度も承ったわけですね。それで合理化法で三百万トンを四百万トンにするというところも知っております。それで、労働者が八千人ほど街頭に放り出されるというところは、これは通産省の責任だけでなく、労働省というのがあるのですから、当然労働省当局にも責任を負ってもらわなければならぬということ、その点は私きょう触れませんが、現実には大きな一—小さい数字はラウンドして、五百万トンとにかく理屈抜きにしてだぶついておるのですから、これを需要を増すとか、重油を入れないとかいって、あなたの方の省でお出しになっておる統計を見ても、そんなに需要が増しておりませんよ。またそういう安易な期待はできないということになれば、これは厳然と余っておるのですから、これを一体どう処置するのか。重油をストップするならストップも結構ですから、これは何トン入れないとか、外国炭を入れないなら何トン入れないとか、そういうことを具体的に別々に私たちは大臣のおっしゃる通り、あなたたちの施策が間違っておったからどうだとかいうことは申し上げませんよ。去年経済企画庁の局長さんと大いにここでやったのですが、君たちの手放しの楽観論だと言っても笑ってやった。今こへ経済企画庁の局長を呼んで、君の去年言ったことはけしからぬといつても始まりませんから、具体的にどうするのか。五百万トン厳然として余っておるのですから、その点を承わればとにかくいいわけ。

○国務大臣(高橋達之助君) 目下の一番の急務といたしましては、お話のごとく、千百万トン以上の貯炭がございまして、これによって石炭を投げ売りされると困る。これを防止するということが一番の先決問題である、こう存じまして、そのうち、三百万トンを……まず民間の出資によってこれを買い取る買い取り会社を作る。それで百万トンだけ買い取り会社によって買い取っていただく。こういう方針を取っておるわけでありまして。私もやはり随分過ぎないと思っておりますが、ある方がないよりはいいだろうと思つて、差し迫つたものだけを、百万トンだけを一応買い取るということでは、値段の暴落を何したわけでありまして。差しとめたわけなんでありまして。

○阿部竹松君 三百万トン買い取って百万トンは業者が持たせる。こういうお話ですが、そこをはっきりお尋ねしたいのですが。

○政府委員(樋口誠明君) 現在千百万トンの貯炭がございまして、これは御承知の通りでございますが、大体現在の時期におきまして、過剰と思われる分は三百百万トン程度じゃないかと、こう思われております。今の生産水準が続く、それから現在見込まれる消費が続いていきますと、大体本年の三月の末には、貯炭は千百万トンを少し割る。九百万トンに一応落ち込むであろうというふうにおわれは考えております。しかし、その場合でも、最も適正と思われる貯炭の量は、三月末に七百万トンくらい、こういうふうな一般に言われるとおりですので、三百百万トン近いものがやはりそこで過剰になりはしないかというところでございます。しかし、この三百百万トンの過剰を一挙になくするということとは、これは非常に困難なこととでございますので、役所といたしましては、まず生産制限を、これは非常に炭鉱にとっては、御承知の通り、好ましいことではございませんが、もう少し少し分やれるようにお互いの申し合せを確実に守るようという意味で、合理化法に基づく指示をいたしまして、それに基く協定というものによって、生産制限をはっきり行うということによって、これ以上過剰なものが出るのをまず防ぐということをやるのと同時に、需要家に対しては、電力その他の大口需要家に対して、できるだけ長期契約を結び、場合によっては、一定の量以上買い取るという契約ができた場合には、重油と常に値段の点で比較されておりますので、そういう値段の点においても、一定の限度以上のものについては値下げをするから、とにかくこれだけ買ってくれというふうな、いわゆるダンピングじゃない、業界同士の話し合いとしての、現在の価格をあまりこわさないような範囲内において、引き取りを増加するというような方向をとることによって、できるだけ過剰性をなくするという努力をしたいと思います。こう思っております。

そのほかに、ただいま大臣からお話ございましたような、いわゆる貯炭の買い上げの機構の問題でございますが、御承知のごとく、現在貯炭を持っておりますのは、ほとんどが大手の炭鉱でございます。中小炭鉱の貯炭というのはせいぜい六十万トン以下、五十数万トンで、これはあまり大したことございません。大手のものが非常に多くの貯炭を持っておるわけでございます。これら大手の間におの出炭の規模等に準じまして出賃をするというところによって、新しい貯炭会社を作り、その貯炭会社が大手全体の信用をバックにして、金融機関から金融を受けることによって、過剰分を百万トンばかり買い上げたいといったような話が目下進行いたしております。われわれといたしましては、とにかく一番過剰を持っている大手自体が自分の力で

片づけるということができるのである。とにかくそれで片づけさせるということをやりたいと思ひまして、そういう機構ができた場合には、大蔵当局あるいは日銀当局等を通じて、それらの機構に対して十分なる金融的のめんどろが見れるように、政府としてめんどろを見ていくということにやりたいと思つて、われわれといたしましても、できるだけ早くそういう買い上げ機構的なものができることを待つておるわけでございます。

○阿部竹松君 樋田さん、答弁もう少し早くやって下さいね。僕二十分しかないのだ。その二十分の中にあなたの答弁時間を入れられると、僕は質問することにならなくなる。

今大臣は数字をあげておっしゃったように僕は承わつたのですが、僕の聞き違いでなければ、あなたの方は数字がないのですから、これも若干買い上げ機関のことと、それからもう一つ生産制限に入る場合に、あなた法律で押えるというのですから、法律をこれからお作りになるが、ある法律だったから、どの法律のどの条項でそういうことをやられるのか、その点をまずお尋ねします。

○政府委員(樋田誠明君) 買い上げしますのは、過剰トーンと思はれる部分の、とりあえず百万トン部分について、民間で機関を作つて買い上げたいという話を進めておられますので、大体さしあたり買い上げられるのは百万トンであろうというふうに考えております。

それから法律に基づく指示でございますが、これは現在の石炭鉱業合理化法のたしか六十二条に、生産数量につい

ての共同行為を産産大臣が告示で勧告するという規定がございます。で、この六十二条の規定によりまして今のままで放置しておいたのでは、将来の石炭の基本計画にひびが入るかもしれないという認定のもとに申し合せをやつて、早く生産制限をお互いにするのだという申し合せをやりたいという告示を出そうというわけでございます。

○阿部竹松君 しかしその現実の問題として、六十二条か六十三条かわかりませんが、あなたのとにかく指示であつたか、あなたのとにかく指示であつたかは別として、昨年の七月ごろからこれをやっておるけれども、守らぬのではないですか。

○政府委員(樋田誠明君) 今やっておりますのは、これは法律に基づくものじゃございませんで、一応業界全体、大体二千五百万吨程度の下期の出炭規模に押えないと大へなことになるぞというのを警告いたしましたところから、大体それで自分の方でやるから、しばらく自分の方の自主的な努力を見て下さい、というのが、大体大手、中小ともにそういう話だったわけでございます。ところがその結果、必ずしも十分に行われておらないというので、今度は法律に基いて、法律上の一応勧告というものをいたすことによって、業界の政府に対する責任と申しますか、そういうものをもう少しはっきり感じさせることによって、生産制限に本気にお互いに協力させることをやりたい、そう思つております。

○阿部竹松君 昨年の春までは大いに掘りなさいといつて激励して掘らしめて、今度石炭が余つたからといつて法

律でとめるということについて、僕はどうも穏当を欠くと思うけれども、そういうことは別として、大臣が重油規制の問題を若干お話の中にございまして、具体的にあまり小さい数字にございまして、大体去年とこの差ですね、あるいは本年の見通しについて、若干もしおわかりであればお知らせ願ひたいと思つております。

○政府委員(樋田誠明君) 私、おくれで参りましたので、はなはだ失礼いたしました。が、三十三年度、三十四年度どう違うかというふうなお話でございしますれば、現在一応三十四年度の外貨予算の編成の作業を始めたばかりでございします。で、現在の石炭の事情、それから石油の状況等にもらみ合せまして、三月の末までに三十四年度の分については予算を組み、それによつて規制していきたい、こう思つております。ただ念のために申し上げますと、石油、特にこの中で石炭と関連いたしましたのは重油でございます。大体これはごく大ざっぱに申しまして年間千万キロ程度使つております。三十三年度の例で申しますと、上期に四百五十万キロ、下期に五百五十万キロという予定であつたのであります。が、石炭の事情等も勘案いたしまして、大体四百五十万に押えて現在それを実行しておるわけでありまして、ところがその四百五十万の重油でございまして、その中で五百五十万キロ程度はこれは運輸、水産といった関係のA重油でございまして、これは石炭とは競合関係に立つておらないのでございします。それから約四百五十万のうち百万キロ程度が公益事業、電気を主としておるものでございしますが、これは一応石炭と大いに競合関係にあるという

ものでございします。それから残りの二百五十万キロが鉱工業全体として使われるものであります。そのうち約百万キロというものは特殊炉用、平炉用のサルフアの少いいわゆるロー・サルファ、重油とかあるいは石油化学の原料というもので使われておりますので、これも一応石炭とは競合しないというふうに考えて参ります。下期の数量で申しますと、大体公益事業で使われます百万キロ、それと一般工業で使われます特殊炉用等を除いた百万キロに、大体二百五十万キロ程度のものが一応石炭と競合する関係に立つ重油ではないか、そういうふうに考えるわけでありまして、これからどれだけ引くかということでありまして、われわれといたしましては、現在の混焼ボイラー等にいたしましては、ピーク時に急にロードを増さなければいけません。というような場合には、緊急的な作業をするということのために、どうしてもある程度重油でなければならぬといったような面等もあつたので、それらの点も考えまして二百五十万キロと申すものから大体五十万キロばかり減らして、当初の五百五十万キロを四百五十万キロとしたのであります。

○阿部竹松君 昨年の七月の委員会に本件を大臣にお尋ねしたときには、重油の問題、石炭の問題等について明確に直ちに処置するといふ御答弁がございました。しかし九月月だった今日、まだ三月ごろにならなければならぬといふのは、きわめて不親切だと思つたのです。しかしこれは今あなたと論争しても始まりませんから、早く明確にやはり計画を立ててお知らせを願ひたいということ、その次に本年度の外炭の大体の見通しですね、輸入される見通しそれからもう一つは合理化法の一年延長によつて、さいぜん大臣からも話のございましたけれども、とにかく八千名か一万名の人がはかの炭鉱と別個になくなるのですから、八千名程度路頭に放り出されるということになります。これについて、当然あなたの方ですが、お話し合いがなされていくと思うのですが、その点がどうなっているかということだけお尋ねします。

あと時間がございますから、委員長、理事会では、ほかの案件の審議の打ち合せもあるようですから、あと詳細な点につきましては、私別に石炭局長なり、あるいは課長から、直接業務を担当しておる方からお伺いすることにして、これで質問を打ち切ります。

○政府委員(樋田誠明君) 昨年の夏に大臣が重油を切るという意思を御表明になりました。この御方針に従つて下期五十万キロ切つたわけでございまして、これは大体石炭に換算しますと約倍になりますので、百万トン弱、石炭換算して九十万トン程度のものを半期で切つたということになつております。三十四年度はどうかということについては、先ほど申し上げましたように、現在作業中でございますので、これから石油の需要、石炭の需要、全部総合勘案して、最も要当な数字にきめたい、そういうふうに考えております。それからもう一つの問題につきましては、お説の通り、大体われわれの計算では、百万トンの炭鉱で約七千五百人の人間が働いておるということに考えておりますが、その中で問題は、何

学技術を導入するために、外国の技術の導入等も並行的に考えていかなければならぬと存じております。

○栗山良夫君　高橋さんは申し上げる

までもなく産業界のことはよくおわかりになつてゐるので、大体常識的なことについては、おそろくどんな質問をいたしまして、お答されたいと思ひますが、私が今申し上げてゐることはそういうありきたりの、今お述べになつたような常識的なことをここで述べていただく、そういう御苦勞を願つて、私は思つておられません。問題はわが国の科学技術の後進性というものを脱却するために、よほど強力な国の施策を行わなければならない、模倣技術でもって外国の真似をして、そして世界の一流国であるという、そういうことは続けられるかもしれないけれども、究極においては日本の産業というものは先進各国から置きざりにされてしまふ、そういうおそれを持つておるので、やはり技術の導入であるとか大学の研究を進めるとか研究所を置くのだとか、そういうことはいづれも必要だとは私は申しませんが、そういうことを行ないながら、そこにバック・ボーンとして国として中心のところにすべき一つの重要な施策というものが抜けていやしないかということをお私に指摘したいのです。

私が今指摘をするまでもありませんが、たとえば最近の技術革新の動きを見ておきますと、世界的な規模において見ると、あまりにも革命的な進歩が激しいので、従つて戦争前でも若干そういう問題はありましたけれども、戦後においては特にどんなにその一つの産業が努力し、一つの企業家が努力し、一つの世界的な技術革新の前には頭をたれて、もうおじぎをするよりしようがないという状態が随所に出ておられます。それは一つのその企業家の責任の問題ではなくて、一度そういう波が来ればその一つの産業全体がだめになる。その一つの業界全体がだめになつてしまふというようなおそれるべき技術革新の波が襲つておられます。たとえば一番いい例を一つあげれば、私は五年ほど前に日立製作所の電子科学部長に会つて、そしてアメリカから初めて、あれはサイエンスか何かの雑誌にちよつと載つておりました、トランジスタの材料のゲルマニウムのことが書いてあつて、私が持つていつて見たときには、彼の机の上にはここから先ぐらゐのトランジスタのアメリカから取り寄せた見本の一つがありまして、おそろくこれが日本での最初のものだと思ふ。それから五年たないうちに日本がトランジスタのメーカーになつてアメリカに輸出をするといつて騒いでおるが、しかしトランジスタのアメリカの発明の特許を買つて日本がやつておることについてどういふ現象が起きておるかといふと、巨額なロイヤリティをアメリカに払つておるということが一つ、もう一つは国内にある真空管メーカーで特にミニチュア・バルブを作つておつたメーカーが絶えめに生産をやめてしまふという状態にきておる。このくらいはつきりした技術革新の影響を受けた最近の例はないと思ひます。それは天然繊維が化学繊維にかわり、さらに合成繊維にかつて、古いものが顧みられなくなつたという現象は国民がこれはよく知つておることですけれども、それ以外にもこういうことがたくさんある。二、三日前の工業新聞を見ますといふと、今アメリカの国内でおそれるべき発明が研究段階にある。それが何かと申しますといふと、今まで

は電気を起すのに水力ならばタービン、火力ならばボイラーで電気を起す、湯を沸かしてそれを蒸気タービンに入れて、それから電気を起す、こういう複雑な過程をとつておりましたが、熱から直接発電をするという研究が行われて、すでにアメリカにおいては四つの方式がほとんど実施直前の状態にきておるというのを報じておる。全紙一面に写真入りで報道しております。そういう研究といふものは日本で行われておるか。だれかやつておるかもしれないが、あんなに写真入りで外国に宣伝されるほどの伸びていないと私は思ひます。もつと顯著な例は今四日市で作つておる、政府が協力してゐる合成ゴムの仕事でもそうです。アメリカなりドイツでもどんどん実施に入つておるをおくれば、せながら買つてやつておる。もしあれが生産に入つてくれば日本のゴム工業界は大変革を起すでしょう。そういう工合に最近の技術革新といふものは、われわれが学校で学び、あるいは世の中で知識を受けた程度のものではない、恐るべきものがある。一つの極端な言い方をすれば、単一業種で伸びてきてゐる一つの資本系統があると思つれば、その資本系統がもし研究を怠つておれば、それをこわしてしまふ、それを破壊に瀕せしめるくらい力を持つてゐる。そういう技術革新が進んでゐる。そういう世界的な風潮の中でわが国が今大臣がおっしゃつたような、そういう技術革新の構想でよくちよちやつておつては、世界的におくれをとらやしないか、何か根本的の考えをこゝでまとめてやらなければいけないのではないか、こういうことを私は力説してゐるのです。その点についての考えを伺いたい。

○国務大臣(高橋達之助君) 私はこれは全く同感でございます。近來の科学技術の発達の状況は、とても私どもが想像する以上のものでありまして、これによつて産業の革命が行われ、あるいは根本において経済の機構が変るというまでにいくべきものだと思ひます。科学技術こそ今日の政治あるいは経済のもととなる、こういう大きな使命を持つてゐるものであらうと存するわけでありまして。ただ問題は何しろ技術のことでございます。私どもがあれやこれや言うてもしょうがない、要するに技術の人たちの、技術家諸君の意見を統合して、総合的に持つていくということが必要である。しからば今日何が技術の中心になつてゐるものかと言へば、文部省所属の大学、一方は日本学術会議といふものがありまして、これらと科学技術庁とが一体となつて方針を定めてもらいたいといふので、先般提案した科学技術会議といふものを総合的に開いてもらひ、そこで一つの方針を立てていただく。い、こう思つて政府がでありますから、それに対して政府ができるだけ力を注いでいき、これを有力なものにする。しかもこれは内閣総理大臣の直轄に属させる、こう存じております。

○栗山良夫君 そこまではよろしいのですが、しからばあなた方が頼りにしておられる日本学術会議は一体どういふことをやつてゐるかといふと、これは最近私どもに送つてきたのですが、日本学術会議から説明書が出ておりまして、説明がついてゐる。これは基礎科学を尊重しろといふことですが、大臣はこれをお説みになつたかどうか知りませんが、これは結局全部読んでみるといふと、今の政府のやつてゐることではだめだから、もつと思ひ切つたことをやつてくれ、一口に申しますと、こういうことなのです。しかるにあなたは学術会議を頼りにして、これにまかせて置くのだといつて、私が今力説したことに対して賛意を表せられて、そういう方向に日本の科学技術は伸びていくであらう、こういう工合におつちやつてゐる。しかしその頼りにしてゐる御本尊はこういう意見を出している。それですから、根本的なやはり認識の上で立つての施策というものを、今まででも国内ではあまりに荒唐無稽で議論しなかつたと思はれるほどの、そういうやうな十年なり、二十年なり、三十年なりの、あるいは金を注ぎ込んで物にならないかもしれない、そういう雄大な構想で施策といふものを、もうこの際、踏み切つてやる必要がありやしないかといふことを私は力説してゐる。この点についてはどうお考えになりますか、あなたは学術会議といふものに大へん力を入れたと言つてゐるが、学術会議といふものは大学と密接につながつてゐるのですから。

○国務大臣(高橋達之助君) これは学術会議にそういう意見があるといふことはやはりわれわれはこれを大いに取り上げていかなければならぬと思つておるわけでありまして、そういう工合に各方面の異なつた意見を総合的に取り入れていくということが大事でございまして、元來この科学技術者という優秀な人は孤立に陥るといふ弊があるのでありますが、これは私は當然そ

○国務大臣(高橋達之助君) これは私はどうしても絶対的に日本の食糧が足らぬということから考えたときに、人工で蛋白質を作るということの方法を考えなきやならぬ。そこでただいま日

それからもう一つ大臣に伺いますのは、今度のこの法案を審議して参りますと、もう現に若干耳に入っています。が、実際にこういう民間において発明考案の実務を担当しておる人々から今度の改正案についていろいろと意見が

出ております。で、私どもももともとだと思ふ意見もあるし、こもつともでないと思ふ意見もありますが、これは別にイデオロギーの法案ではないので、従つて自民、社会が目の色を変えて論争しなければならぬものではないと思ふのです。私はそう思いますが、そこで、当委員会が招致した参考人の意見とかあるいはわれわれが改めてもよからうと思ふような意見、そういうものが具体化した場合には、通産大臣はそういう点の修正に應じられるかどうか、われわれが修正しようと思つた場合に通産大臣は反対だと、こう言われるとこれはやはり純技術行政の問題ですから、役所の方で修正反対と言われるものを国会で無理に修正したところで、やはり工合が悪いと思ひます。従つて、国会で民間の意見あるいはわれわれの意見等を立てて与野党が一致した場合には、その点は修正に應じられるかどうかということをお尋ねしたい。

○国務大臣(高橋達之助君) 大体においてこれは自民の方とはいへる連絡をとりまして、清瀬さんが中心で検討してもらつたわけでありましたが、その意見はよく聞いておつてやつたわけでありまして、とにかくこれは社会党においても十分御検討願ひまして、それはものによつて正しいという判断をしたことは当然私も修正したい、こう存じております。

○栗山良夫君 どうも内容的なことでお尋ねしないで総括的にそういうことをお尋ねするのは失礼かと思ひますけれども、やっぱり一応ものの考え方というものを伺つておきませんと、あとで徒勞になつてもいけないと思ひます。

て、われわれもできるならば賛成をもちろんしたいと思つております。そういう意味でお尋ねしたわけでありませう。

私、それでは通産大臣に対するお尋ねはきょうはこの程度にいたしておきます。

○大竹平八郎君 通産大臣並びに技術庁長官といたしまして二、三の点をお尋ねしたいと思ひます。まず技術庁長官として最初にお尋ねをいたしたいと思ひます。

本法務案に関連をむろんいたしてのことでありまして、最近これはアメリカの情報で、私も新聞を見た程度でむろん門外漢でありますから、実際の点については決して深く知つてゐる者でもないものであります。アメリカの情報によると、ソ連で最近水爆以上の脅威的なものができた、しかもこのソ連でできたものは日本の科学陣の情報の提供によつてできた、こういう言葉が新聞に報じられておるのであります。

これは現在御承知の通り秘密保護法もございまして、利敵行為云々で処罰される法律もございまして、しかしながら国会におきましてもすでに現在も大きく問題になつておられます。核実験禁止の問題も、しばしば両院で論議をせられ、しばしばこの問題に対する停止の決議も両院でされておる。こういうときに少くとも水爆以上のものが日本の科学技術陣の情報の提供によつて、これはどの程度かわかりませんが、できたということがある、これは新聞紙上で伝えられてゐるのであります。が、むろんわれわれの耳に入るくらいでありますから、科学技術庁といたしましてはもうすでにこれは情報十分

とられておると思ふのであります。その点につきましてもおわかりでしたら一つ腹藏なく御報告願ひたいと思ひます。

○国務大臣(高橋達之助君) 私は新聞で拝見したのであります。これは原子力局の問題でありますので、よく一べん取り調べましてお話し申し上げたいと存じております。お尋ねは私は日本と比較的進んでおるものは核融合のものが相当基礎的に進んでおるから、そういうものが情報を出したのではなからうかと存じております。が、私の申し上げたのは想像でありまして、あらためまして原子力局の当局と打ち合はせて御回答申し上げます。

○大竹平八郎君 なるべく本案の審議中にできればわかつた材料を一つ提供をしていただきたいと思います。このことを委員長にお願いをしておきます。

○委員長(田畑金光君) 承知いたしました。

○大竹平八郎君 その問題に関連をいたしまして、この間大臣御出席がなかつたので、大臣にお尋ねすること実は井上長官に二、三お尋ねをいたしたのであります。原子力が非常に世間で大きな問題になつておることはいうまでもないのであります。日本は御承知の通り原子力は非常に各国に対してしまし出おくれと、こういう形になつておるのであります。そういう意味で、この原子力と今度の特許法の問題なんではありますが、たしか、この法律案はまだ読んでおりませんが要綱の中に、核変換により製造される物質の発明を、新しく特許しない発明の

中に加えた、こういうことがあるのであります。これにつきましても、今申し上げたようなことは、事実かどうかはわかりませんがありますので、特にこの原子力関係と今回のこの特許法という問題につきましても、一つ大臣の御所見を伺いたいと思ふのであります。

○政府委員(井上尚一君) ただいま御指摘の通り不特許事項、特許しない対象としましての発明に、これまでの化学の方法により製造すべき物質と相並びまして、原子核変換の方法により製造すべき物質というものを加えたわけでございます。御意見の通り最近の新しい科学技術の急速な進歩によりまして、原子核分裂、核融合、そういう原子核変換という方法によつて製造になり出す物質というものは、これまでの化学物質に該当しないわけでございますが、そうかと申しましてこれを特許の対象とするということは、化学物質に対しての特許を認めないという考え方に対する均衡の点から申しまして、また他方原子力政策という見地から申しまして、これを不特許事由に加えることが適當である、かように考へまして、今回の法律改正の機会にその項目を加えた次第でございます。

○大竹平八郎君 そういふ長官の御説明によつて、先ほどのことはこれはあくまでも前提なんでありまして、先ほどソ連に日本の科学陣の情報が提供されて、そうしておるべき核兵器ができたというところになった場合、これはあなたのおいふゆる長官としての立場でなく、国務大臣としてどう対処すべきかという、こういうことについて一つ御信念を御開陳願ひたいと思ひます。

○国務大臣(高橋達之助君) 私はこの科学技術というものは、やはりこれはもう国境を超越して公開すべきものだ、こう存じておるわけでありませう。それがいふよりも殺戮用の兵器に使われるというところにつきましても、非常に私は遺憾に存じております。

○大竹平八郎君 その問題はまた具体化したときにお尋ねすることにいたします。

それから通産大臣としてお尋ねをいたしたいのであります。これもこの前、井上長官にちよつとお尋ねをいたしたのであります。非常に今まで大きな問題になつておる。今や、外国技術との提携によるいわゆるロイヤルティが問題になつておる。これは非常にそれそれの立場からいろいろ論ぜられることも御存じの通りであります。三十二年度の支払いを見ましても、特許の使用料が三千四百萬ドル以上も支払われております。それから技術者招聘に対する支払いがなお加わりました。約四千萬ドル近いものを御承知の通り支払われておるわけでありませう。一面日本は万國条約の中に入つておるわけでございます。日本もまた世界のどの国からもそういうたロイヤルティを取ることはできるわけでありませう。悲しいかな、日本の技術陣はとうていアメリカやドイツに比較ができませんので、この表を一つ見ましても、三十二年におきましては、日本が特許権の使用料として受け取つておるものがわずかに八万七千ドルにすぎないわけでありませう。また技術者の招聘等の支払いから受けたもの、これも合計いたしましてわずかに十六萬二千ドル、こういう貧弱なことでは

貿易でいうならば非常な片貿易と、こ
ういうような格好になるわけでありま
すが、大臣自身も今の核問題ですらも
これは世界的に開放しなければならぬ
と、こういった特許法の議論に立つて
の崇高な議論はよくわかりませんが、し
かし貧弱な現在の日本といたしまし
て、中には非常にロイアルティにむだ
が多いのです。これはちよつと長官に
も例をあげて話をしたのであります
が、ある人網の会社がどこから大き
なものを一応所有をしたところが、ほ
んどその使用をせずともう次の発
展に備えるためにまた新しいものを
買った。そのために円にいたしまして
も七、八十億も損害をこうむってお
る。これは最も著しい例の一つなん
であります。そういうことが大なり小
なり行われておるわけです。こういう
点についてロイアルティとそれから今
度の特許法と、こういう問題につきま
して一つ大臣の御所見を承わりたいと
思います。

○国務大臣(高橋達之助君) 御説のこ
とくわれわれは非常に莫大なるドルを
外国の特許の使用料のために使ってお
ります。これはひとり特許のみならず
ノー・ハウにも非常に大きな金を払っ
ておるわけでありまして。これに對して
日本から輸出するものはきわめて少
い。これはまことに残念であります
が、しかしながらこれは過去十数年間
戦争中及び戦後において、欧米各国の
先進国からおくればとった国が、急速
にこれを取り戻すというのには、これま
でのところではやむを得なかつたかと
思います。今後におきましては十分
これを検討いたしまして、特に特許権
なりノー・ハウを使う場合には、日本

人がお互いに競争しあつて、そして同
じものに二重に支払いをするというよ
うなことがまゝあるわけでありま
すが、今後外資法の適用等をよく検討い
たしまして、また慎重にいたしまし
て、そしてそういうふうなものは逐次
駆逐していくという方針で進んでいき
たいと思つております。

○大竹平八郎君 大臣の今の御答弁の
中であつた通り、非常に同じものを屋
上屋を重ねておつておつた外貨を
使つておるということ、これは私も材
料を実は持つておるのであります。が、
きょうは手元に持つておるんですが、
特にそういう点においてこれは法律的
に束縛するの、あるいは省令でやる
のかどうかはわかりませんが、実情をよく
把握してぜひ一つ善処していただき
たい、かように考えるわけでありま
す。それからいまだ一点大臣に伺いた
いのであります。私も実は特許法が
上程されて、いろいろ実は初めて新
しいものに接したので非常に多いわけ
であります。特にこの間、今東山委員
からも申された、特許庁という内部を
初めて参観させていただいて非常に教
えられるところが多く、また私どもの
實際生活のまわりに本案に関するいろ
んな問題がたゞきにあるわけでありま
す。ところが何か非常に山の上にある
ものを見ておるような感じをもつて、
実は特許法を初め一連の今回出られた
法案に対して、それほど私どもは率
直に言つて無関心だつたわけなのであ
ります。そこでまあ今度の審議に當り
まして非常に啓蒙をされたのでありま
すが、さらに私どもが日本にいろん
な科学者がたくさんおるんでありま
すが、すぐれた世界的な科学者がた

くさんおるんでありますが、どうもし
かしその科学者によりましては、どつ
ちかというところ、何といひますか非常
に非社会性で申しますか、あるいは非協
力と申しますか、あるいは非協力的な
点で非常に名前にてんたんとするの
しよつか、そういうふうな人がだいた
いあるわけなんでありまして、そして特
許制度の趣旨は、いふまでもなく個人
の頭腦的な財産を、広く産業、科学の発
展に寄与せしめるという、こういうと
ころが従つてある程度法律にこれが保
護されるというところ、これは当然なん
であります。が、それを一部におきま
してはかえつて知識の独占じやない
か、そうやつて一人で独占をしておる
というところはおかしいのじやないかと
いうようなことで、せつかく持つてお
る技術というものを登録をしない、要
するに協力をしない、こういうような
面が割合に多いのであります。こと
にそういつた町の発明者は別でありま
すが、学者陣などに非常に多いのであ
りまして、そういう点で、まあ私も
自身も今申し上げたやうなわけで、非
常な特許という問題の重大性と社会性
のあることを知つたんであります。が、
そういう意味で将来P.R.の一つの問題
なんでありまして、何か特許庁の中に
一つの特許情報センターというやうな
ものをお作りになつて、金は割合に先
ほど来質疑応答の中に出ていた通り、
非常にとてつこく特許庁としては大きな
収入もあつておるのでありますから、
むしろ庁内の改造とかあるいは人員の
増員とか、こういう問題もむしろ必要
なんでありまして、そういう方面にP.R.
をするというやうな意味から、何か特

許庁の内部に特許情報センターとい
うやうなものを作られて、そして科学技
術あたりと十分連絡をとられて、そ
ういうものを組織をせられてはどうか
か。まあ先ほど来の質疑の中にもあり
ます通り、日本は非常に特許並びに実
用新案の申請というものが多くて、最
近の例がアメリカ、ドイツに次いで日
本が第三番目だ、というふうな言
われるくらいなんでありまして、そ
ういふ点について大臣のお考えを一つ
お聞きしたいのであります。

○国務大臣(高橋達之助君) 私はただ
いまの御意見は非常にけっこうだと思
つておりました。十分検討を加えて
いきたいと思つております。

○大竹平八郎君 私は大臣の質問はよ
うなものであります。長官に少しお尋ねをいたし
たいのであります。この要綱の中に
「発明の新規性判断の基準」という問題
があるものであります。これは非常に
むずかしい問題で私どもにもよくわか
らないのであります。が、今までにない
条項であります。この外国の刊行物等
で判断して、初めてこれは新しい特許
として認めるかどうかというやうな
問題があるものであります。これは外
国の刊行物といひまして、とにかく
条約に加盟しているものは四十四カ国
あるわけでありまして、まあ四十
四カ国でいろいろなデータを出され
る。ことだと思つておるわけですが、こ
れを一体どういう工合に把握して、そ
うしてこの基準の判断にしようもの
をせらるのか、何か国際的にしよう
ものの特許調査機関といふものが現
在あつて、そういう情報交換できる
のか、さらに今度の法案によつて、
日本の特許庁の内部にそういう特別な

調査機関というものを新たに作るの
か、この点一つ伺いたい。

○政府委員(井上尚一君) 御指摘の点
は、発明の新規性判断の基準としま
して、現行法と今度の改正点は、た
だいま申された通り国内における公
知、公用という点につきましては従前
通りでございます。が、従来国内に頒布
されたり刊行物に記載されている事項
というものが新規性判断の基準、言
いかれば国内に頒布された刊行物に記
載されているやうなアイデアについて
は、これは特許にならないということ
になつておつたわけでありまして、今
度の法律改正でこれを拡大しまして、
外国において頒布された刊行物に記
載されたアイデアも、これを特許の対
象としないということになつたわけ
であります。で、従来におきまして、国
内に頒布された刊行物であります上
は、外国の文獻も当然これを対象とし
て考へて参つたわけでございます。
で、その外国の文獻を収集する努力
が、今度の法律改正によりまして一
層強く要請されることになつたわけ
でございます。これをどういふふう
に収集するかという点でございます
が、まず何と申しまして、第一にわれ
われ特許庁における審査の場合に見
ます文獻は、外国の特許公報でござ
います。これは工業所有権保護同盟条
約によりまして、お互い各国の特許公
報を交換するという定めがございます。
で、今日同盟条約の加盟国は四十数
カ国でございますが、日本といたしま
しては、このうち二十六、七カ国との
特許公報の交換をいたしてあります。
で、この特許公報が交換によりまして
日本特許庁に入つてきました瞬間に、

が、そういう問題につきましての國際的機関があるかどうかという御質問につきましては、これはたゞいままでは、そういう機構はございません。で、これを区分して申しますれば、国内に到着しました文獻につきましては、これを特許庁内におきまして、できるだけすみやかに技術の種類に應じまして分類し、担当の審査官の用に供することができるよう分類と並びに整理が、これは必要でございます。外国で頒布

された刊行物であつて、まだ国内に入荷していない、入っていないという場合につきましては、これは特許をすべきでない理由に該当するわけでございますので、かりに特許庁には入荷しておりませう、従つて特許庁の審査官としてはそれを公告しまして、一般のいわゆる公衆審査に供するわけでございますが、この場合におきまして、関係民間におきましてはできるだけ異議申し立てという方法によりまして、この外国に頒布された刊行物を何らかの特定のルート等によって入手し、あるいはその内容を知つておる向きでは、その異議申し立ての機会に、この特許庁の公告に対して異議申し立てをすることによって、適正なる権利の設定に協力をお願いということにならうかと存じ

○大竹平八郎君　それから、先ほどちょっと大臣にお尋ねした中に出た「核変換により製造される物質の発明」と、こういう項が要綱の中にあるのでありますが、これはむろんいわゆる原子関係をおおらかに扱つて、こういう法案をお作りになつたのであるか、それからまたちょっとわれわれが解せないところがないかあるのですが、一つこれを当局の御説明をいま一度お聞かせ願いたい。

○政府委員(井上尚一君) これは先ほども申しましたように、この第三十二條に列挙してない發明につきましては、特許せられることになるわけでございますが、最近新しい科学技術の發展、特に原子力關係の分野におきましてはアイソトープといった、「原子核變換により製造されるべき物質」が新たに生れて參つたわけであります。この原子核變換の方法により製造になりまする物質自体の發明に対して、特許を与えるかどうかということが問題になったわけでございます。従来はこの「法律案の三十二條三号のように「化学方法により製造されるべき物質の發明」というものは、特許されない理由としてこれまでから入っておりましてが、この化学方法により製造されるべ

そうなりますと、先ほど申しました「原子核変換の方法により製造されるべき物質はどうか、特許をするのかどうか」というところに問題が起きてきたわけでございます。原子核変換の方法により製造されるべき物質^①は、いわゆる化学物質というものには該当しないわけでございますので、この三十二

化学物質と同様に、これを特許しない対象としてここに加えたわけでございます。この理由は、先ほど申しましたように、化学物質に特許を認めないのと同趣旨で「原子核変換の方法により製造されるべき物質」に対しても特許しないという考え方と、もう一つは、原子力政策という見地から、こういう「原子核変換の方法により製造されるべき」新しい物質に対しては特許しないのが適当である、かような二つの考え方がこの背後にあるわけでございます。

なおついでに申しますが、これは物質自体の発明でございしますので、その物質を製造する方法ないしは装置、そういう技術に関する発明につきまして

○大竹平八郎君 はしよって申します
が、次に特許権の効力の問題なんである
りますが、特許権の効力は、業としての
行為のみしか及ばないことと、こうい
うことになっているのであります
が、しかし家庭ではむろん一向差しつ
かえない、こうわれわれ解釈している
のであります、しかしたとえばこの
ごろのようにアパートがたくさん建っ
てきている。そして今は住宅難で

困っているがやがて住宅も飽和状態になってくる。そうすると管理人が一つ住居人に対するサービスの意味でいろいろな多数の人に利用させる、というような場合もあり得ると思うのでありますが、そういう点もこれはいわゆる家庭の延長として使用しても差しつかえない、こういう御解釈をされるのかどううかこの点伺いたい。

○政府委員(井上尚一君) 現行法におきましては実用新案法では、業としての行為以外の行為にはこの権利の効力は及ばない、ということが法文上ははっきりしているわけでございます。特許法につきましてはそういう明文がございませんでした。今回はこの「特許権の効力は業としての行為以外の行為には及ばない」という限定を設けたわけでございますが、ただいま例示として御指摘になりましたような、アパートにおける管理人がアパートの住居人にサービスとしましてやるような場合はどうかということですが、具体的に事情によりまして違うかと思いますが、不特定多数を相手としまして生産ないしは販売あるいは使用するというような場合には、「業としての行為

○大竹平八郎君　それから一國以外の者も公益上必要な場合は他人の特許發明を實施することができるといふことなんで、これは特許法の趣旨から申しましても、非常に私どもはけっこうと思うのでありますが、ただ、この

「公益土必要」という場合なのでありますが、これは非常に解釈が広がりますが、これはないかと思うのでありますが、何かそういう点について想定をせられておるような例がございましたら一つこの際お聞きいたしたい。

○政府委員(井上尚一君) 具体的例として、現実に予見されていることではございませんが、たとえばダムに関

しまる重要な発明であるとかそういうような場合には、電気事業者にその特許発明の実施を認めることが公益に上も適當であるというような事態があり得るわけでございます。従来は現行法の四十条で国だけがその強制実施等をなし得る主体になっていたわけでございますが、今後、国以外の一般事業会社においても、そういう公益上の見地からするところの他人の特許発明の実施ができる、という道をここに設けた方が適當であると考えたわけであります。もっともこれは非常に重要なケースでございますので、通産大臣の許可によってその相手方に対して協議を求める、そしてその協議が成立しないという場合には通産大臣が裁定をする。そしてその裁定の場合には一定の

審議会等の議を経てこれを決定するといふふうな、その順序につきましては、慎重な手順を今回の法律中に規定したわけでございます。

○大竹平八郎君 それからこの特許料の料金の問題なのでありますが、これを見ますと物価水準が昭和九年から十一年に対して三百数十倍、こういうことを基準にいたしまして、そうしてなおいろいろ思いやりをいたしてこういう数字が出たと思うのでありますが、これはかりにこの法律が通って施行されるのがいつを目途にしておるかかわりませんけれども、たしか前納という制度があるように私も聞いておるのでありますが、そういう意味で、まあなるべく安い料金のうちにばつと一つやっつけていこう、というようにすることが非常に多くなるとか私どもは考えられるのでありますが、そういうことは一応何ですか、御想定をせられてこの料金の問題をおきめになったかどうか、それを伺いたいと思います。

○政府委員(井上尚一君) 今回の特許法案では特許料の引き上げを考えているわけでございます。法律の施行は来年四月一日からと考えておりますことは、先般の特許法施行法案につきましても御説明申し上げた通りでございます。そうなりますとたまたま御指摘のように、新法の公布の日から新法が施行になりますまでの間相当の期間がございますが、この間、新法による特許料の値上げを見越して特許料金等の前納がここに行われるのではないかと、そういう御質問でございますか、で、そういう事態をわれわれといたしましても考えました結果、実は、別に特許法等

の一部を改正する法律案という法律案を、近く国会に提出いたす予定でございます。で、今日は非常な制度の大きな改正でございますので、どうしてございませう。で、今回は非常な制度の大きな改正でございますので、どうしてございませう。で、今回は非常な制度の大きな改正でございますので、どうしてございませう。

○大竹平八郎君 最後にもう一点伺いたいんですが、この実用新案法と特許法というものは、これはむしろ比較的簡便でいく、それから片っ方は相当な技術的なものと、こういうようなことで必ずしも一本にはできぬけれども、しかしまた中には実用新案か、あるいはこれは特許かわからないようなものもたまたまあるわけでありますが、これは特許料の関係もあり料金の問題もあるし、そういうことで一がいには出されるに際しまして、むしろ実用新案とこの特許法と、こういうものを一本にひっくるめたらどうか、というふうな議論というものは役所にはなかったのではありませんか。またそういう面も相当なものはあるように聞いておるのでありますが、これをお伺い

いたしましてきょうの質問を終りたいと思います。

○政府委員(井上尚一君) 実用新案権の対象は従来は物品の型ということになっていましたのを、今般は考案ということに改正しました結果、結局、特許法の対象と実用新案法の対象というのは同質のものになったわけでございます。で、そういうことになりましたと、御指摘のように、実用新案法を廃止をして特許一本にまとめるべきではないかという意見は、この法律案審議の過程において実はございましたが、いろいろ慎重審議を続けた結果、結局、特許法案と実用新案法案との併存がむしろ適当であるという結論に到達した次第でございます。その理由は、言いかえれば、実用新案法を廃止しなかつた理由といたしまして、まず第一には、実用新案法というものは長年わが国において、特に日本のように中小企業者の多い産業界、経済界におきまして、これはそれなりの効用を十分果して参つたわけでございまして、実用新案法の運用によりまして、申さば小発明といふものと、実用という価値ある考案といふものを、この法律によつて保護を加えることにより、技術の発達、産業の発展に寄与してきたという事実は、これは疑うべくもないわけでございます。それから次の理由として、もし実用新案法を廃止するとなれば、実用新案権の対象になり得るような考案は、現実には日本に非常に多いということもこれは事実でございます。ですから、これを無視するわけには参りませう、当然ある程度のものは特許法の対象の分野にこれが流れ込んでくるわけでございます。そうなり

ますと御承知のように、特許権は存続期間は十五年であり、実用新案権は十年だ、言いかえれば、実用新案権に相当するようないわば程度の低い考案に對しまして、従来以上の保護の厚い、十五年という存続期間の長い権利をこれに認めるということになるわけでございます。これは、技術の進歩をはかつていくという点から申しまして、むしろ感心しない。特に、なかならず特許権の対象というものは、全体としてレベルが低下するということになるわけでございまして、これは、次から次から新しい技術を、できるだけその特許制度の運用によつて引き上げていこうというのが、特許制度の申すまでもなく趣旨でございます。その、そういう点から申しまして、程度の低い考案に對して厚い保護を与えることになる、または特許権の対象が、全体としてそのレベルが低下するということとは、むしろマイナスの影響が大きいというふうに考えまして、そういうふうな理由で、実用新案法は廃止することなく、従来と同様——これに改正を加えまして、特許法と併存することがむしろ適当であると考えたのでございます。

○上原正吉君 長官に、ちょっと伺いたいんですが、日本が、世界一特許の出願数が多いと、しかし、実際に実施されて産業に、あるいは大衆の生活に寄与するものは、非常に少いように思ふのです。ことに日本の特許は、少いように思ふのです。

許を出願するといふふうなものもたくさんあつて、非常に国費を浪費させるにかかわらず、また、人に——特許の審査官に、非常に御苦勞をかけるにかかわらず、一向に実施されないというものの数が非常に多いということは、これは国家的に見ても、大へな損失だと思ふのです。で、特許法を改正するに當つて、何かそういうことを防衛する方法をお考えになったかどうかというのを伺つておきたいと思ふのです。

○政府委員(井上尚一君) ただいま御指摘の点は、非常に重要な点でございます。それで、今度の法律改正において、むだな出願を防止するような方法を何か講じたかどうかというのが御質問の要点かと存じます。

この点につきましては、実用新案の改正ということが、これの一助になるものではないかと存じております。と申しますのは、先ほども申しましたように、これまでの特許権の対象は、抽象的な発明、技術的なアイデアである、実用新案権の対象は、具体的な物品の型であるということになっておりましたので、これが二つ、はっきり區別をして運用されて参りましたために、一方では、同じアイデアに基づく型でございまして、一方では特許になり、一方ではそれがまた実用新案権になるという場合があったわけでございます。そういうわけで、ある新しい技術を發明した人は、自分のその新しい技術、アイデアとしましての、それについての特許を取るほかに、おおよそ予想される型というものについて、他人が実用新案権を取ることを防衛するために、自分で生産または販売する意図

のないものについて、実用新案権の出願をたくさん出しておいたという点があるからと存じますが、今般、この点につきましては、先ほど申しましたように、特許法と実用新案法の対象を同質のものとし、かつ両者の先願後願関係も、これで見るということに相なりましたので、そういうふうな、従来のような必要以上のむだな、不当な実用新案権の出願というものは、相当減少するのではないかと考えておるわけでございます。

このほか、法律改正の問題ではございせんが、ただいま御指摘の通りに、出願件数が非常に多いが、公告になる率、権利になる率、言いかえれば合格率というものは、日本では三五％—特許、実用新案を通じて三五％ぐらいでございまして、六五％というものは、拒絶になり、かつその理由が、大体過去の文献、特許公報等に、すでに記載になっておるアイデアであるという理由の拒絶が、全体の六割五分でございまして、われわれとしましては、出願人が出願前にできるだけ、いわゆる先行技術の調査と申しますか、どこにいかなる技術がすでにあるかということをするだけ調査してももうというところが、これは単に特許の出願を、質のいいものに減少するといふばかりでなくて、日本の全体を通じて、随所に重複したむだな研究に、貴重な時間と努力と経費とが費されていくということに、これは結局なるわけでございますので、そういう技術調査と申しますか、そういう点につきましても、われわれとしましては、これは法律改正の問題ではござい

ませんが、関係業界に要望いたしておるわけでございます。

○上原正吉君 一。

昔、専売特許という言葉があったのです。法律も、そういう用語だったと思うのです。それが特許というふうになつておりますね。そうして商標や意匠は登録—今度は、実用新案では許可になり、用語の統一がなされてないようになっているのですが、考えてみると、特許という言葉自体が、専売特許となれば意味はわかりますけれども、特許という二字だけでは、われわれは意味を的確に想像し得ないのですけれども、そこで専売特許という言葉が、いつ特許になったか、と同時に、どんな理由で特許になったかということを知っておきたいと思うのです。御記憶でなかったら、どうですか。御記憶でございましたら、どうか教えてください。

○政府委員(井上尚一君) 特許法の沿革から申しますれば、明治十八年に、専売特許条例といひ、これが明治二十一年に特許条例となり、三十二年に特許法になったわけでございます。専売特許といういい方を特許といひ、いかに変えた理由は、私ども、必ずしもその当時の事情は、正確に承知しないわけでございますけれども、今度の法律でも、御承知のように特許権の効力というものは、専売といふことなく、生産あるいは販売、使用といふものに、非常に広く及ぶことになりましたので、かえつて専売といふ文字がつかう方が誤解を招きやすい言葉ではないか、そういうふうなわれわれとしては考へるわけでございます。

○鈴木万平君 特許と民事訴訟の問題なんでございせんが、特許法で特許が認められましても、また裁判で争われる事例が多いのです。その場合は、この特許とどういう関係になつて参りますか。

○政府委員(井上尚一君) 特許権の設定の手続としましては、特許庁で審査をいたしまして、そして審査の結果公告をいたします。そしてその特許について申しますれば異議申立期間といひのございまして、そしてその異議申立がないか、あるいは異議申立がございまして、異議申立の理由がないとき、これは、これが特許権として成立するわけでございます。が、しかしながら一旦成立しました特許権に対しては、もしもそこに無効の原因があるといふような事情がございします場合には、無効審判でこれを争うわけでございます。その審判も、特許庁の所管でございます。

それで、この特許庁の審判には、二段階ございまして、初審と抗告審とございします。それで初審の審判に対して不服である場合には、抗告審へ行って、なおこれを争う。そしてその結果に對しまして、なお当事者が納得しない場合には、東京高等裁判所へ行きまして、次いで最高裁へ行くというのが順序でございします。普通の民事訴訟で問題になる場合という御質問でございますが、これは、おそろしく権利侵害といふ問題が生じた場合に、その権利者と侵害者との間に、権利者の方から侵害者に対して、特許権侵害として訴へ、損害賠償を請求する。これは当然、地方裁判所等の裁判訴訟になるわけでございます。が、しかしながらその場合におきまして特許権は非常に権利の範囲が微妙でございしますの

で、その侵害者の行為が、特許権の権利範囲に属するか属しないかといふことが、訴訟における先決問題になるわけでございます。そういう場合には、普通特許庁におきまして、従来は権利範囲の確認審判という制度がございまして、その権利範囲の確認審判によりまして、当該侵害行為といひますか、その問題になつてゐるその事実ないしは行為が、権利の範囲に属するかどうかを特許庁の審決でもつてきめるわけでございます。その審決を地方裁判所等では、これを事実上尊重しまして、この特許庁の審決によつて、結局裁判をやるという場合が通常でございします。もちろん地方裁判所等では、これとは並行しまして、別途鑑定人と呼んで、鑑定を命ずるというふうな方法を並行して講ずる場合もございします。

○委員(田畑金光君) 本件に關しては、本日は、この程度といたします。

○委員(田畑金光君) 次に、先般大阪及び名古屋方面に委員派遣を行いたしましたので、この際、派遣委員の報告を行います。名古屋班、栗山君。

○栗山良夫君 先般、委員派遣を命ぜられた名古屋班の調査概要を御報告申し上げます。

名古屋班は、古池委員と私が参加いたしまして、一月十九日から二十二日まで四日間、工場排水問題、工業用水問題の調査を中心にして、名古屋、四日市地区の産業事情を視察して参りました。

視察した箇所は、東海染工株式会社、北伊勢工業用水道取入口、四日市臨海工業地帯、名古屋港、新名古屋火

力発電所、新三菱重工名古屋航空機製作所、大曾根小売市場、瀬戸市、王子製紙春日井工場等でございます。

これらの詳細は、別に會議録に報告書として掲載させていただきますと思ひますので、ここにはごく簡単に感想を申し上げて報告にかゝることといたします。

名古屋、四日市地区は、すでにわが国有数の工業地帯として知られておりますが、さらにこれらの地区では、現在臨海工業地帯計画により、工業地帯の造成が行われております。それと並んで港湾設備、工業用水、排水等が整備される必要があり、着々進んでおります。従つて伊勢湾沿岸を一帶とする工業地帯は、今後その将来性が大きいに期待されるわけでありまして、この地区でも、種々紛争の種となつた工場排水の問題は、大体工場側の浄化設備の設置をもつて、一応の解決をみておりますが、工場側では、その資金面で苦慮し、特に中小企業では、その傾向が強いように思われますので、融資等何らかの助成策が望まれるものであります。

工場排水法が地域指定を受けた四日市地区では、拡大する工場排水の需要を満たすため、北伊勢工業用水道が着々行われており、現在一期、二期工事完成し、三期が工事中であります。が、早期完成のため、ここでも多くの国庫補助が望ましいと申しております。

以上、簡単ではありますが、詳細は、會議録に載せる報告書に譲ることとし、最後に、私どもの視察に當つて、種々御配慮を下さいました関係者

の各位に厚くお礼を申し上げ、この報告を終ることといたします。

○委員長(田畑金光君) 次に大阪班、小幡君。

○小幡治和君 関西班の概要を御報告申し上げます。

関西班の派遣委員は、島、海野、大竹委員のほか私と四名であります。二月二日より四日間におわって、工場立地、貿易、小売市場、航空機等の問題の調査を中心に、産業事情を順次視察して参りました。

視察箇所は、富士製鉄広畑製鉄所、川崎航空機工業神戸製作所、美馬シン工業、西沢シン工業、日本レイヨン字治工場、清水焼等でありまして、それに大阪市、布施市周辺地区の小売市場の乱立の状況、医薬品の乱立状況等も視察して参りました。その間、神戸において輸出入取引法の改正法律案について、貿易業者より意見を聴取し、また、軽機械の輸出の振興に関する法律案、小売商業特別措置法案についても、それぞれ関係者から意見を聞く機会を得たのであります。これらの詳細につきましては、会議録に報告書として掲載させていただきますこととし、ここでは概略を申し上げて報告にかえることといたします。

まず工業立地、工業用水、工場排水等の見地から広畑製鉄所と日本レイヨン字治工場を視察いたしました。広畑製鉄所は、恵まれた立地条件を背景とし、当初より臨海工場として計画的に造成されておりますが、港湾施設の整備と工業用水の確保ということが将来とも重要な課題であります。

日本レイヨン字治工場は、水質豊富な字治川のほとりに建設されており、

人絹糸の生産に必要な多量の水が消費されておりますが、この水が排水される際には、沈澱槽を通じて完全に処理され、全然無害な水となって再び字治川に放出されておりますので、何らの問題も生じておりません。

軽機械輸出振興法律案に関連して、シン工場を視察し、法案に関する意見も聴取いたしました。シン工業界としては、同法案の成立には異論がない旨の意見が述べられましたが、関連部品業界からは、完成品業者が主導性を持つてゐるため、完成品業者に課せられる負担金も、部品業者に転嫁される可能性もあるため、一部に反対の空気もあったが、今は、大局的見地から業界として協力するとの発言がありました。

輸出入取引法の改正案に関する神戸の貿易業界からは、メーカー段階のカルテルを容認し、また実績主義等に基づき、企業を擁護し他面中小の貿易業者を圧迫することにはならないか、また行政官庁による協定の勧告を規定すること、官僚統制を招来するものではないか、貿易連合の制度は、結局中小貿易業者の整理につながるものではないか等々の危惧を陳示された意見が相当述べられたのであります。

次に、小売市場の問題については、大阪市と布施市に隣接した地区における小売市場の乱立状況と、それによる過当競争の実情を視察いたしました。が、乱立の防止には、ぜひ市場建築の場合に、距離的制限の措置を講じてほしい、しかも、これを知事の許可条件にしてほしいというような強い要請があり、また御売業——これは医薬品についてでありますけれども、これの小

売行為——御売業であるが、小売行為をやっておるために、小売業者に非常に甚大な影響を及ぼしておるから、適切な方策を講じてほしいとの要望も、非常に強くあったのであります。

航空機の問題については、次期戦闘機の機種を早く決定してもらいたいとの要請を受けたのであります。

以上、各方面の意見、要望等を中心視察の概要を御報告申し上げます。が、最後に、今回の視察に当って、種々御協力賜りました大阪通産局並びに関係会社、関係諸団体の各位に衷心より深く感謝の意を表しまして、私の報告を終ります。

○委員長(田畑金光君) ただいまの報告にもありました通り、委員長の手もとに、詳細なる報告書が提出されておりますので、これを会議録に掲載したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○委員長(田畑金光君) それでは、さよう取りはからいます。

本日は、これにて散会いたします。

〔参照〕

名古屋班派遣委員報告
名古屋 古池 信三
派遣委員 栗山 良夫

派遣期間
自 昭和三十四年一月十九日
至 昭和三十四年一月二十二日
(四日間)

視察箇所
東海染工株式会社
千木松原工業用水取入口

町屋川ポンプ場
昭和四日市石油株式会社四日市製油所

日本合成ゴム株式会社四日市工場
建設現場

三菱油化株式会社四日市工場
日本板ガラス株式会社四日市工場

各古屋港
中部電力新名古屋火力発電所

新三菱重工業株式会社名古屋航空機製作所

大曾根小売市場
瀬戸市(瀬戸川における汚水問題について懇談)

王子製紙工業株式会社春日井工場
本社は、工場排水問題、工業用水問題を中心とし、併せて、産業事情を調査のため、名古屋、四日市地区を視察した。

以下、今度の視察により調査した現地の事情を簡単に報告する。

一、工場排水問題
名古屋及びその周辺においては、工場汚水に因り、工場と地元民との間に、紛争がしばしば起つてゐるが、それらの中主なるものは、

(1) 木曾川において東洋紡(大山)、三興製紙(祖父江)等の排水により漁民と紛争があつたが浄化施設の整備で一応解決を見ている。

(2) 庄内川における王子製紙(春日井)の排水に因りて、漁民との紛争があつたが、浄化施設の整備により解決を見た。

(3) 瀬戸地区を流れる瀬戸川に陶土が流入し、それにより農地へ与える影響について問題が起り

今回八千八百万円をもつて処理施設を設置する予定である。

(4) 新川、庄内川において、東海染工他三社と漁民との間の暴力を伴う紛争があつたが、工場側では、水質検査の励行、浄化施設の強化を図つてゐる。

(5) 日光川における一宮地区の染色排水による汚濁問題について目下尾西市に専用排水路を工事中である。

(6) 長良川における美濃紙産物の農業に与える影響があり、目下処理方法を検討中である。

以上の如く種々の問題が起つており、それぞれ工場側の浄化装置の設置と云ふことにより一応の解決を見ているようである。しかし工場側では、設備に要する資金面で苦慮して居り、特に中小企業においては、その程度が著しく、東海染工などは、一日約四千トンの廃水を出す。現在これに対して約百万円を投じた施設をもつて廃水処理をしているが、これを完全にするためには浄化設備に約一億円の資金を要するといわれる。

その資金はよく中小企業の調達し得るところでなく是非補助金なり、特別の融資のあつせんがのぞましいと言つてゐた。瀬戸市においては、瀬戸川汚濁の原因は陶磁器工業というよりは、むしろガラス原料たる珪砂を採取する事業にある。珪砂を採取するために、粘土を河水で洗浄し、その粘土が河川に捨てられて、河川の水が白濁するのである。

これが農作物に悪影響をもつ。瀬戸市において珪砂採取工場四十

一の中、完全に汚濁防止設備の出来ているものは十八工場しかない。その為市内を流れる瀬戸川は濁るに委せ従つて市民も河は汚いもの、塵芥を捨て場所と心得、開放された大きな下水路が街の中央を走っている形になっている。

この場合工場より放流される排水の中に1割も陶土を含んでおり沈澱率も大きいので、設備の完備により、これを回収して煉瓦製造に利用することが出来、現に実施している所もある。そうすれば併せて河川の汚濁防止も可能になるのであるが、その設備費が一工場当り約四百万円と云われ、これも何等かの助成なくしては、困難といわれている。

大企業たる王子製紙(春日井工場)においては漁民との紛争後、その排水処理施設は、かなり完備しており、排水沈澱池、脱色装置、脱臭装置、繊維及び浮游物回収装置等の総施設費は五億円にのぼると云われている。

尚この外、尾西市で国庫補助により専用工場排水路を建設中で、これにより染色整理によつて汚れた水を集め沈澱装置により廃水処理を実施しようとしている。ここでは幹線だけが、補助の対象になり、支線や、終末処理場が対象外に置かれているので、これらも補助の対象に加えられるという要望が強いのである。

以上のように、汚水問題については、過去の紛争から、漸く汚水処理施設を考へる段階に來ているが、その処理施設は、企業の経理に何等の収益も来たさないので、企業はこれ

を大きな負担と考へているようである。

従つて、補助金等を考へると共に、税制、金融上の配慮が強く要望されている。

併しなから廃水処理施設が工場にとつて全くマイナスの施設であるとは、極めて少量ではあるが、燃料を回収し、王子製紙でも少量の繊維や、燃料を回収している。又瀬戸で吾々の視察した工場では、河川の濁った水を汲み上げて、これを濾して煉瓦用陶土を回収すると共に、更にその濾した水を珪砂洗滌用に使っているのを見た。このように汚濁水を処理することによつて、有用物質を回収することが出来れば処理費用の全部が企業のマイナスということにならない。科学技術の発達によつて排水そのものの中から却つて有益高価なる物質が出来るかもしれないのである。

後述する四日市の産業立地は主として各種化学工業が密接な連絡を持つことによつて、一の工場の不用物質が、他の工場の原料となり得たよい例である。この意味で、排水処理の方法と、廃水利用の科学が発達することが望ましい。

二、工業用水問題

工業用水の重要性は各地で直面した。その著しいのは四日市と名古屋であるが、前述の通り、瀬戸市ですら、河川汚濁のために用水が瀬戸川からとれないで困つていた。

四日市周辺は最近工場の設立が相次いで、これら工場が殆んど自家用の深井戸を水源とする工業用水に依

存しており、さく井の数は六十数本に達したために取水能力の減退あるいは地盤沈下の招来等幾多の障害を起している。このままでは、工業地帯として将来の発展を期待し得ないおそれが生じたので昭和三十三年六月工業用水法の地域指定が行われ、地下水汲上げに規制が加えられることになった。

この地区に工業用水を供給するため第一期四日市工業用水道が工費二億六千三百万円(全額公募債)で、昭和三十一年三月に完成した。これは鈴鹿川及び三瀧川より日量五万トンの取水能力があるが、これで全地区の用水不足を充たすに足らず、引續いて三十三年三月第二期北伊勢工業用水道が工費七億八千六百万円のうち国庫補助一億七千五百万円で完成した。

第二期工業用水道は町屋川より取水し、日量四万五千トンの取水能力があり、第一期と合して九万五千トンの取水能力となつて四日市工業地帯に一俣力となつた。しかし現在四日市工業地帯では一日三十万トンを必要としその上日本合成ゴム工場が完成すれば、又五万トンもの用水を必要とするようになるため、この地区の発展に対処する為日下第三期北伊勢工業用水道計画が三十三年四月より工事中である。

この計画によれば水源を長良川に求め、給水量は一日二十五万トンで完成は三十三年三月、総工費約四十一億円のうち国庫補助が九億四千五百万、国庫引受の起債十五億六千三百万、公募債十六億五百万となつてゐる。

この第三期工事の完成により、増大する四日市工業地帯の工業用水問題も解決を見ることであらう。

名古屋市南部地区においても地盤沈下、地下水位低下等の現象が見られ、工業用水法の地域指定が行われるべきか否かについて、目下検討が行われているが、愛知県では、この地区に工業用水を供給するため、我が国において最も水量の豊富な木曾川より取水する東管工業用水道を総工費十三億六千万円(うち国庫補助三億二千万円の予定)で建設中である。完成は三六年三月でこれにより一日八万六千トンの供給が可能となる。

又名古屋市内においても、名古屋市工業用水道を総工費六億一千万円(全額公募債)で建設中で、三十四年完成すれば日量六万トンの給水が可能となる。

これら工業用水道の完成は、現在計画されている名古屋臨海工業地帯の発展に大いに寄与するであらう。

三、臨海工業地帯とその造成
四日市臨海工業地帯は、四日市港をひかえ、原料が入りやすいため、旧海軍燃料廠跡の昭和四日市石油や、大陽石油など石油精製工業を中心として、各種化学工業が発達しており、現在日本合成ゴム工場、三菱油化工場など建設中でその完成が間近い。

この工業地帯の一大特色として、これらの石油工業、化学工業の工場間においては、原料の需給関係において、密接な関連をもつてゐることが挙げられる。

昭和四日市石油、三菱油化、日本合成ゴム、東海硫酸、三菱化成等の

工場間では、おたがいに原料たる廃ガスや重油等の交換が行われ、おたがいにちつともたれつの関係にある。

日本合成ゴム工場がここに建設されることになったのも、他の立地条件の他にこのように他の化学工場より原料が容易に入手出来ると云う利点があるためで、これは四日市地区化学工業発展の大きな理由の一つであらう。

なお、この地区の電力需要に應じて、三十三年六月完成した総出力二十一万六千キロワットの新鋭三重火力発電所がある。

四日市工業地帯の今後の問題として、大型船舶の出入に備へて港灣の整備、新工場の設立にともなつて増大する工業用水の需要に追いつくため工業用水道計画の早期完成等が急がれている。

名古屋の臨海工業地帯も、四日市と略々同様な性格をもつてゐる。中京工業地帯は、全国第一位の生産を誇る繊維品、陶磁器、合板等の軽工業を中心として発達して來たが、最近重機械工業や、化学工業の発達も目覚ましく、名古屋港も過去における商業港の性格に加え、工業港の性格をもつてきた。貨物取扱量も戦後の停頓状態から年々増加し、昭和三十三年には、開港以来の最高であり、待望の一千万トンを超える一千二百二十万トンに達した。外国貿易は、そのうち三百七十四万トンと戦前最盛期の十二年より八十%の増加を示している。

名古屋港の築港工事は湊渚と埋立の併行工事で、現在まで、泊地と航

路を浚渫した土砂で約六百六十万平方メートルの埋立地を造成し、その大半が臨港工業地帯となつて發展し、従業員三十名以上の工場だけでも総計百二を数え、千人以上の工場、事業場は、愛知県下三十一中十三が臨港地区に集中し、下請及び関連産業の發展を促している。かくてこの臨港地区の生産額一八・〇億円は全市生産額の五十三%を占め、特に重化学工業においては六十五%を示している。しかしながら、現在の名古屋港内は、今後、益々發展するであろう工業に工場敷地を確保することは、困難であるので、臨港工業地帯を造成する計画が実施に移されている。現在計画されている埋立地は名古屋港南部、西部で、二千八百平方メートルの用地を完成する目標のもとに工事が行われている。これらの地域は遠浅であり（水深一・二メートル）周辺を浚渫することにより容易に埋立てが出来ると言う恵まれた条件がそろつてゐる。

この地域に誘致すべき工業として、製鉄、石油精製、化学、機械等であるが、この地点は、①工業用水が得やすい②地質が良い③名古屋港航路に近く船舶留泊が安全④陸上交通が便利である⑤臨港工業地帯と近接して、関連産業の勃興に便利等の利点をもっている。従つて四日市とかなり競合した点があり現に東海製鉄の新工場については両者が有力な候補地として争つてゐる状況である。

名古屋を中心とする中部地方の工業發展は、我國でも最も著しい。従つて電力需要の増加趨勢も又著しく、これに應じて中部電力の電力供給量は、九電力会社中最も大なる増加率を示している。しかも名古屋港周辺の需要だけで近く六〇万KWに達することが予想される。従つて中部電力では、名港火力（二八万五千KW）及び旧式の名古屋火力（一四万KW）では不十分で、目下、新名古屋火力発電所を新たに建設中であり、既に一五五万六千KWの完成を見て本年一月より營業運転に入り、又今年十一月には第二号機を完成し、更に将来第三、第四号機を増設して、総出力八十万KWを越す予定である。

現在名古屋港背後地の生産高は、全国において約十五%を示すが、貿易額においては約八%であり、神戸、横浜に比べて下位にある。しかし今後これら臨海工業地帯の建設、整備により大いに發展するものと思われる。

四、航空機工業における計画性の問題

我が国ジェット機生産は、昭和三十四年四月に始る日米両国政府の第一次より第三次までの協定によつて開始され、中部地区にあつては、新三菱重工名古屋航空機製作所においてF八六―Fジェット戦闘機が、又川崎航空機岐阜製作所において、T―三三AJエレクトリック練習機がそれぞれ製造されている。新三菱重工においては明年三月をもつて全数三百機の納入を完了、又川崎航空機においても今年三月をもつて全数二百十機の納入を完了する予定である。併しながら次期ジェット機種が未だ正式決定を見ないので、これら工場において相

当の期間にわたり作業の空白が見越されている。その間これら工場における生産技術、生産管理能力の低下、設備の遊休等に對し如何にすべきかが問題となつてゐる。

これは更に、直接には工員雇用の問題であり、間接には下請関連メーカーにまで波及する問題である。

従つて新三菱重工においてはこの際、機種転換の早急なる決定と共に、F八六―F機、T―三三AJ機補用部品の一括発注、中型輸送機國産化の早期具体化等を熱心に要望してゐた。これによりかなりのギャップ埋め合せが期待されるようであるが、基本的には斯くの如き機械工業においては生産の計画性が必要であると痛感した次第である。

この他名古屋、四日市地区の工業地帯は、その将来の發展が、大いに期待されるだけに問題は多かつたけれどもここには以上数項目を指摘するにとどめてこの報告を終る。

関西班派遣委員報告

派遣委員 小幡 治和

島 清

海野 三朗

大竹平八郎

派遣期間

自昭和三十四年二月二日

至昭和三十四年二月五日

（四日間）

視察箇所

富士製鉄、広畑製鉄所

川崎航空機工業、神戸製作所

神戸商工会議所（輸出入取引法の

一部を改正する法律案について意見聴取）

美馬シン工業株式会社
西沢シン工業株式会社
（軽機械の輸出の振興に関する法律案に關連して）

大阪市、布施市との隣接地区（小売市場の整備状況）

大阪市東区平野町の商店街（医薬品卸業者の小売行為について）

日本レイヨン、宇治工場
京都市清水焼

今回の派遣の目的は、工場立地（工業用水、工場排水の問題も含む）、貿易（輸出入取引法の一部を改正する法律案及び軽機械の輸出の振興に関する法律案に關連して）、小売市場（小売商業特別措置法案、商業調整法案に關連して）、航空機工業等に関する諸問題の調査を中心に併せて産業事情を調査することにあつた。

以下、この度びの調査の対象となつた諸問題につき数項目に分けて現地の事情を報告する。

一、工場立地の問題（工業用水、工場排水の問題を含む。）

右問題の見地からは、富士製鉄広畑製鉄所と日本レイヨン宇治工場とを視察した。

（一）広畑製鉄所は全く新しい土地に工場を建設したもので、1当時（昭和十二年）、その地に広大な敷地（現在九十万坪）を獲得することができた。（2）播磨灘に面し、世界各地との原材料、製品の輸出入に便利であり、又、近畿地方の鉄鋼主要消費地に對する

る製品の輸送も海陸ともに円滑にできる。（3）歩前川、揖保川等の諸川に近く工業用水の獲得に便利である。（4）気候風土良好で、背後の農村地帯は豊富な労働力の供給地となつてゐる。

等々の恵まれた立地条件を背景として

終戦後四カ年の作業休止期間を経て、昭和二十五年から再開され、アメリカの最新技術を導入し、昭和三十一年からの第二次設備合理化計画の実施の段階に入つてゐる。現在においては、前述のような工場立地の諸条件についても、ようやく制約が認められてきてゐる。一は港湾の問題であり、一は用水の問題である。

同製鉄所の特色の一として当初から臨海工場として計画的に造成され、その専用港（広畑港）の水深は四・五メートルないし九メートルで、岸壁には現在一万トンの船舶が接岸し得るが、原鉱石を世界の各地に求め、又、造船技術の進歩による大型専用船の出現した今日では、水深十二メートルないし十五メートルの港湾施設は必要とされ、その整備拡充が予定されてゐる。

もつとも、この点に關しては次のような意見もあつた。瀬戸内海沿岸工業地帯の重要な諸港が多かれ少なかれ、大型船舶の入港には不十分となつてゐる今日、各港についてそれぞれ資金を投入して整備を図ることは全体的にみて不経済であり、むしろ、そのうち一港湾についてのみ整備充実して、大型船舶による原料の陸揚げは専ら同港に集中して行い、更に同港から沿岸各港へは小型輸送

船をもつてすることの方が良いのではなからうかというのである。

次に工場用水については、製鉄業の性質から水を大量に消費し、日量三十万トンを超えるということ、従つて淡水は反復還元して使用するほか、使用して著しい支障のない所は海水を使用してゐること、しかし海水を使用するときは、錆を生じ、その他電氣的効果腐蝕を生ずるので、その防錆、防蝕に腐心してゐるといふことである。このように工業用水の確保は、将来とも重要な問題である。

(二) 日本レイヨン宇治工場は人絹糸のほか、戦後はスイスのインベント社と技術提携をしてナイロンも製造してゐるが、就中、人絹糸部門における用水の問題が同工場を宇治の地に建設されたといえる。琵琶湖を水源とする宇治川は清く、水量も極めて豊かである。聞けば同工場は一日に約二万三千トンの水を入絹糸の生産に使用するほか、別に機械の冷却用として一日に約二万トンを使用し、夏季においては、かれこれ合せて一日に約六万トンの量に上るといふことである。

次に、同工場の排出汚水の処理については整備されているものと見受けられた。即ち、幾つもの沈澱槽が並んで排出された汚水が順次緩流し、その間に固型汚物を下に沈澱させ、又、酸性、アルカリ性の工場汚水はそれぞれ化学的に中和し、浄化され無害なものとなり再び宇治川に放流されている。従つて、本工場に

おいては特に工場排水について何等の問題を生じていないようである。

(三) 尚、広畑製鉄においては(1)鉄鋼価格の安定策を国家として考慮してもらいたい。(2)原料確保が製鉄業界において今後重要な課題となつてくるので、ここに大きな問題があるが、これについては各企業とも努力を注がなければならぬ。等の意見が述べられた。

(四) 日本レイヨン宇治工場においては、(1)現在、ナイロンは約二割を主として東南アジアに向けて輸出し、残り八割を内需に向けてゐるが、将来輸出は更に伸長する見込みであること。又、ナイロン部門において長繊維の比率を高めることを考え短繊維設備を長繊維に転換しその増産を図つてゐること。(2)輸入繊維については、輸入価額で抑制策を講じてゐるが、数量で抑えることはできないであらうか。何となれば、繊維の価格が低下したときは同じ価額でも輸入絶対量は却つて増加し不況を益々深刻にするからである。(3)又、繊維工業設備臨時措置法の改正により、新たに合成繊維を含めた化学繊維の設備も法的規制の対象に加へることは繊維産業全般の現状から見て已むを得ない措置としても、特に合成繊維については将来の発展を妨げないよう業界の自主的規制を尊重して実施してもらいたい。等の意見が述べられた。

法の一部を改正する法律案及び輕機械の輸出の振興に関する法律案を中心として)

現在、国会に提出されている輸出取引法一部改正案に關して神戸地区の貿易業者と懇談し、又、同じく輕機械輸出振興法案と關連して大阪地区のミシン製造について実地に視察し、併せて関係業者と懇談した。その間において提示された主な意見等は次の通りである。

(一) 輸出入取引法一部改正法案関係 神戸にある貿易業者は多く中小規模の商社である。これら中小貿易業者という立場において今次改正案をみると、次のような諸理由で賛成の意を表することがむづかしい。すなわち、(1)總括的にいへば、改正案は、外貨の獲得を第一義として、ために中小の貿易業者に対する社会政策的な配慮が十分でない。終戦後から今日に至る我が国貿易の復興は、中小貿易業者の活動、しかも自由な競争の結果に基くところが大きいのであり、又、数の上からみても、全国的には、大業者約二十、中小業者約六千といった実態である。(2)改正案は大業者の地位の擁護伸長に厚く、中小業者を圧迫する結果となる。すなわち、メーカー段階のカルテルの容認の範囲を拡大し、実績主義に基づく登録制度を設け、協定勧告の制度により大業者間の協定締結を促進する等はいづれもこれを裏付けてゐる。(3)登録制度、貿易連合の制度はいづれも、小規模業者の整理をもたらす。(4)行政官庁による協定の勧告を規定する

ことは官僚統制を来すものである。

等の意見が述べられたのに対して、従来我が国の貿易の実態として、多数貿易業者間の過当競争が海外における我が国の商品に対する不信を招き、又、獲得すべき外貨を喪失したという事実が否定できないのではないかと、このような事実にかんがみて今次改正案も提出されるに至つたというからには、かかる弊害の除去のためにどのような建設的意見があるかという質問をしたのであるが、貿易業者もその事実は認め、対策としては低い水準による登録制度の設定と、業者の自主的協定の促進によつて、解決を図りたいといふような意見が述べられた。

(二) 輕機械の輸出の振興に関する法律案関係 ミシン製造業界においては、右法案の成立に異論はない模様である。部品業界においては負担金を転嫁せられたのではないかと、いふような点について一部では必ずしも賛成ではないが、業界全体の発展という見地から協力体制をとつてゐる。

尚、ミシン輸出は年間四、〇〇〇万ドルから四、五〇〇万ドルに及び我が国の機械類の輸出中、船舶に次いで第二位を占め、その外貨獲得に寄与しているところは極めて大きいという立場において次のような要望があつた。

(1) 金融面の援助—従来ミシン業界が不安定であつた最大要因は、不況時において製品のス

トックに耐えられず廉売に至つたところにあるので、これに対処するための資金面の援助がほしい。(2)金利の引下げ—ミシン業界の多くは中小規模で、従つて市中銀行の融資対象となり難い。中小企業金融公庫や商工組合中央金庫等から融資を受けるが、その金利をせめて市中銀行並みに引下げてもらいたい。

(2) 税法上特別償却の制度を認めたい。

という要望があつた。

それから、シンガーミシン会社と我が国の業者との間にジグザグミシンに關して特許権をめぐる問題が惹起してゐること、又最低賃金法案について、従来ミシン部品製造の行われてゐる各地区(大阪、東京、山形、新潟等)で賃金に格差があるため、業界の不統一をもたらしつゝいたので、同法案が成立することを期待してゐること。

等についても意見が出たことを附記しておく。

三、小売市場及び小売商(医薬品)の問題

大阪府内に於ける小売市場の濫立は激しく、昭和二十七年当時三〇二市場で既に戦前の数を越えており、その後も増加の傾向は強くなり平均四三市場が開設され、而も特に繁榮している市場に近接して建てる傾向にあり、現在では五一二市場(大阪市三三六市場、衛星都市その他の地区一八六市場)がある。

かよう小売市場が濫立される原因としては、

- (1)、市場の建築は比較的安く、資金が少なくて済み而も儲けが大きくなり、建てさえすれば儲けかとの現象をみせている。又、万一市場として需要がないときは、アパート、倉庫等の他の用途に転用が可能であること。
- (2)、これに参加する商人にしても商店街その他に新規に開店することと比較して集団の力による顧客の吸引が容易であり、又、既に大なり小なりの集団がある処への加入という開業場所の安易性がみられること。更にその新規開業にしても、一軒家を手するよりも安い。権利金のみで簡単に店舗の入手が可能であること。
- 等が挙げられるが、濫立の結果は私設小売市場相互間の競争の他に公設市場との不調和の競争を余儀なくされており、共倒れの現象が随所に見られている。

六市場が廃止したにも拘らず、近鉄線北部では大阪市東成区一市場と布施市の三市場がそれぞれ二〇〇米乃至三〇〇米の地点で競争関係にあり、その中でも深江市場(東成区)が有力で一日四、〇〇〇人以上の顧客を吸引し、そのうち三〇〇人は布施市の住民であるため布施市の市場の経営が悪くなり、又、近鉄線南部では大阪市生野区の四市場と布施市の五市場がやはり二〇〇米乃至三〇〇米の地点にありこの地区では布施公設が有力市場で一日一〇、〇〇〇人以上の来客がありその内生野区の住民が三〇〇%を占めており、売上額も月三、〇〇〇万円にのぼっていたが最近大規模を誇る大生市場(生野区、七〇店)が建設されたため来客数が三〇%も減少してきた。近在する各市場ともこの有力な二市場の顧客争奪にまきこまれていづれも苦境に立たされている。

この布施市周辺の地区と同様に、他の地区でも最近私設小売市場の増加が目覚しく、而も市場経営者が安易に商人を募集し得る場所、即ち現在繁盛している市場に近接して濫設するところに多くの問題がある。市場が近接して設立されることは顧客吸引に相互の力があつて共存共栄の事例もあるが、多くは顧客の奪合いとなり一市場当りの対象世帯数はますます減少し、市場間の競争は激甚となつていく。その結果、顧客数とともに売上額も減少傾向にあり、反対に市場商人の広告宣伝その他の費用は上昇しており小売市場の経営は不安定となつていく。

このような実情にある小売市場の

対策としては今後建築する市場については距離の制限の措置をとることが関係者より望まれている。現在提案されている「小売商業特別措置法案」によれば小売市場の許可制をとつていくが、権利金、家賃等の貸付契約の面を許可の基準としている。しかしかような間接的な方法でなくむしろ直接的に距離制限を行うようにしてもらいたいこと。又、市場開設の許可権を都道府県知事に与えるようにしてもらいたいとの強い要望があつた。

尚、小売商対策の一環として、卸売業者による医薬品の乱売行為が行われている大阪市の平野町一帯及び千日前デパート内の薬局をも視察した。

大阪市に於ては二、三年前から医薬品の卸問屋が卸値で小売行為を始め、有名医薬品の定価の三割乃至六割引で一般消費者に対し直売しており、これらの卸問屋は安いのが魅力で商売は繁盛し、最近ではかような卸問屋が増加したため、その影響により一般の医薬品小売商の売上額は激減し倒産するものが増えつつある。この問題に關し大阪府薬業協同組合連合会の幹部から卸売業者の乱売行為による流通過程の混乱を防止し、生産、卸、小売と正常なる配給機構を確立して、卸売業者の乱売行為を放任することなく小売業者が健全な経営ができるよう対策を講じて欲しいとの要望があつた。

四、航空機工業の問題

川崎航空機工業株式会社に於ては、去る昭和二十七年請和の成立とともに航空機の製造が許可されるに

及び米国ベル航空機会社よりベル47型ヘリコプターの製造権を獲得して國産化に着手、又A-II型練習機を國産化し更に米国ロッキード社と技術提携を結び米国空軍機体とジェット・エンジンのオーバー・ホールを実施している。他方日米ジェット機生産協定に基づきT33Aジェット練習機を受託し、その生産を行つていく。

今回、視察した神戸製作所ではベル47G型のヘリコプターの生産と米ロッキード社の技術援助の下にJ-33、J-35、J-47ジェット・エンジンのオーバー・ホールを実施中で最近までにヘリコプター八十数機を完成、ジェットエンジンのオーバー・ホール三、三〇〇余基を完了している。

同社岐阜製作所に於ては日米兩國の行政協定に基づきT33Aジェット練習機の生産を行つており今年三月末で受託分二一〇機の納入が終了予定となつていく。現在P2V対潜哨戒機四二機(十月より生産開始予定)の受託をみたが、T33ジェット練習機の生産終了後の空白期間は免れないので早く次期戦闘機の機種を決定して貰いたいとの要望であつた。

その他の要望事項を列挙すると

(1) 造船工業については明治以来國が保護育成してきたもので今日では船舶は輸出の花形となつていく。航空機工業も國の保護育成策がとられねば発展しないものであり、欧米の先進國に於ても常に育成のためには國が強力な助成を行つ

ているので我が國に於ても適切な助成策を講じて欲しい。

(2) 航空機は附加価値性が高い点からも輸出産業に適格性を有しているから、輸出産業として伸長するよう施策を講じて欲しい。ヘリコプターは既にビルマへ一三機、ブラジルへ二機輸出された。

(3) ヘリコプターも将来大型化(二〇人乗)し、国内ローカル線に就航させたい。

(4) 中型輸送機の國産化に當つては今度新たに設立される特殊会社は技術者を送り、更にその製造に當つては他の民間航空機製造会社とともに一翼を担い全面的に協力する。三十四年度予算に特殊会社に対し政府出資金三億圓、政府補助金六、〇〇〇万円が計上されているが、今後はもつと大幅な財政的援助が望ましい。

今回の視察に當り種々協力を与えられた大阪通商産業局、関係諸会社並びに関係諸団体の各位に対し感謝の意を表して報告を終る。

二月十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、輸出入取引法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願(第六七八号)

一、小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願(第六七九号)

(第六八〇号)(第六八一号)(第六七五八号)

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の改正に関する請願（第六八九号）

一、九州地方開発等の法制化に関する請願（第六九〇号）

一、小売商業特別措置法案の一部修正に関する請願（第六九五号）（第七〇一号）

一、輸出入取引法の一部を改正する法律案反対に関する請願（第六九七号）（第七〇二号）（第七〇三号）

第六七八号 昭和三十四年一月三十日受理

輸出入取引法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願

請願者 山形市七日町字来前六一〇ノ三山形農業協同組合中央会内 大山 不二太郎外四名

紹介議員 海野 三朗君

政府は前国会に提出した輸出入取引法の一部改正案を原案のとおり今国会にふたたび提出する由であるが、もしその原案のとおり議決されることになれば経済基盤の弱い農民にはなほだしい悪影響をおよぼすことになるから、同法改正にあつては、農業用資材並びに原料農産物は除外せられたいとの請願。

第六七九号 昭和三十四年一月三十日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 群馬県前橋市曲輪町八一教育会館内群馬県学

校長 山田忠次郎外五名

紹介議員 伊藤 顯道君

生活協同組合は、国民の自発的な生活協同組織の発展を図り、国民生活の安定と生活文化の向上を期する目的として、戦前の産業組合法に引続き、昭和二十三年制定され、戦前、戦後の物価安定のために社会的な役割をはたしてきた。しかるに政府提案にかかる小売商業特別措置法案第三、第四条によると同組合の活動を不当に抑圧しようとする規制が加わろうとしているから、同法案の審議に際しては、かかる不当な条文を削除すると共に、消費生活協同組合法を改正し、員外利用を認められる等生活協同組合の現状にあうよう改正せられたいとの請願。

第七五八号 昭和三十四年二月三日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 山口県防府市大字三田尻村四五四防府地区消費生活協同組合理事長 仲村藤一

紹介議員 安部キミ子君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第六八〇号 昭和三十四年一月三十日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 神戸市生田区中山手通四ノ五〇兵衛組会館内 兵庫県学校生活協同組合内 田中正美

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第六八一号 昭和三十四年一月三十日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願（六通）

請願者 群馬県高崎市通町七五五はるな生活協同組合理

事長 山田忠次郎外五名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第七五八号 昭和三十四年二月三日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 山口県防府市大字三田尻村四五四防府地区消費生活協同組合理事長 仲村藤一

紹介議員 安部キミ子君

この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第六八九号 昭和三十四年一月三十一日受理

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の改正に関する請願

請願者 鹿児島県議会議長 大坪静夫

紹介議員 田中 茂穂君

政府は今国会に独禁法および輸出入取引法の一部改正案を提出して資本の共同行為の制限を大幅に緩和しようとしているが、これは内容と運用のいかんによつては、経済基盤の弱く、弱少な農民に対しては悪影響を与えることになるから、（一）農林水産必需資材の国内販売の制限についての共同行為を認めないこと、（二）肥料等をつくる生産設備の制限の共同行為を認めないこと、（三）原材料が農林水産物である場合その購入に関する共同行為を認めないこと等について適切な具体的措置を講ぜられたいとの請願。

除し、第十五条三号にかかっている中小売商以外の者には生活協同組合を含まないことを明示するよう修正せられたいとの請願。

第六九〇号 昭和三十四年一月三十一日受理

九州地方開発等の法制化に関する請願

請願者 鹿児島県議会議長 大坪静夫

紹介議員 田中 茂穂君

九州地方を開発して地域住民の福祉を図るとともに、国民経済の発展に寄与することは、ひとり国土総合開発の上ばかりでなく、わが国産業経済の振興上最も重要かつ緊急と認められているところであるから、政府は今次通常国会において、開発推進のための基本的三法である九州地方開発法、九州開発公庫法、九州開発株式会社法の早急なる成立を期せられたいとの請願。

第六九五号 昭和三十四年一月三十一日受理

小売商業特別措置法案の一部修正に関する請願（四通）

請願者 宮城県仙台市北七番丁一二七宮城県高等学校教職員組合内 小野徳四郎外三名

紹介議員 岩間 正男君

小売商業特別措置法案によれば、消費者の自主的組織である生活協同組合に對し現金による利用を禁ずる措置命令が行われることになるが、これは小売商業者の根本的な振興対策にならないばかりでなく、消費者の自主的な経済活動を圧迫することになるから、同法第三、第四及び第二十六条を削

除し、第十五条三号にかかっている中小売商以外の者には生活協同組合を含まないことを明示するよう修正せられたいとの請願。

第七〇一号 昭和三十四年一月三十一日受理

小売商業特別措置法案の一部修正に関する請願（三通）

請願者 山形市香澄町木実小路二五〇労働組合内村山地区労働組合協議会内 三浦正次外二名

紹介議員 海野 三朗君

この請願の趣旨は、第六九五号と同じである。

第六九七号 昭和三十四年一月三十一日受理

輸出入取引法の一部を改正する法律案反対に関する請願（三通）

請願者 宮城県仙台市北七番丁一二七宮城県高等学校教職員組合内 小野徳四郎外二名

紹介議員 岩間 正男君

輸出入取引法の一部改正案によれば、貿易に関する品物は、通産大臣の認可により輸出価格の協定ばかりでなくその品物の国内生産制限協定、販売方法協定さらに国内販売協定まで行なえることになつてゐるが、これでは輸出の赤字を国内消費者価格にしろせざれ、鉄製品、機械器具、繊維品、肥料、薬品等の値上がりとなつて一般消費者、労働者、農民、中小企業者に犠牲をしいることになり、利益を得るの

は大企業、独占資本ばかりであるから、同法案を撤回または廃案とせられたいとの請願。

第七〇二号 昭和三十四年一月三十一日受理

輸出入取引法の一部を改正する法律案
反対に関する請願

請願者

山形市香澄町木実小路
二五〇労働会館内山形
県労働組合評議会内
安宅常彦

紹介議員

海野 三朗君

この請願の趣旨は、第六九七号と同じである。

第七〇三号 昭和三十四年一月三十一日受理

輸出入取引法の一部を改正する法律案
反対に関する請願

請願者

福島県常磐市大字湯本
向田四八常磐炭鉱生活
協同組合理事長 西山
一男

紹介議員

大河原一夫君

この請願の趣旨は、第六九七号と同じである。

二月十三日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は一月二十六日)

一、商工組合中央金庫法の、部を改正する法律案

一、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

第八号中正誤

ハシ 段 行 誤 正

三四二〇 行政実施 強制実施

昭和三十四年二月二十日印刷

昭和三十四年二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局